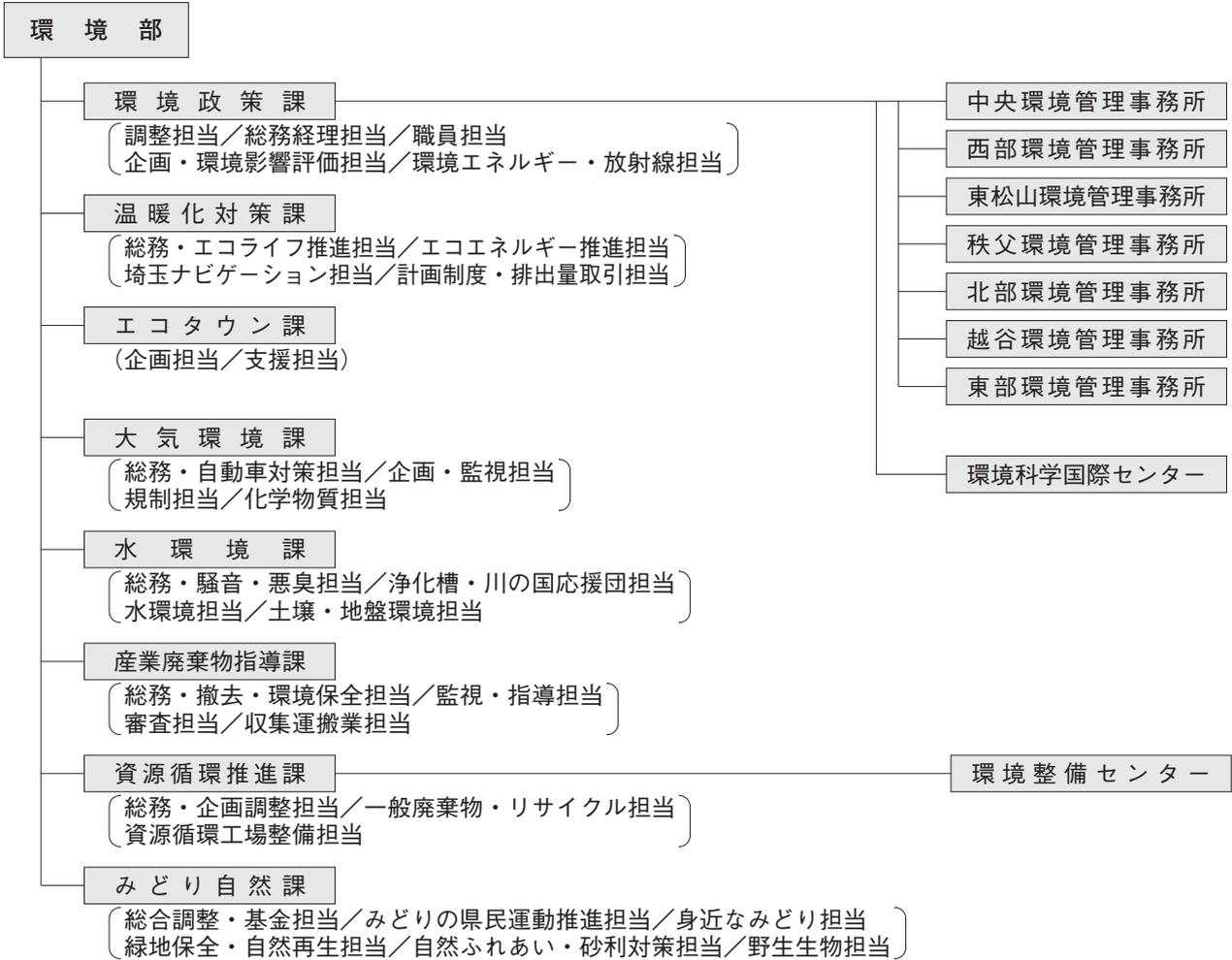


1 環境行政全般

(1) 環境保全・創出の推進体制

1 環境部の組織 (H26.4.1)



2 附属機関 (審議会等)

(ア) 環境審議会

環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第43条、自然環境保全法第51条及び執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置されています。

環境審議会委員 (任期: H26.8.1~H28.7.31)

(H26.9.1現在)

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
大塚 晃弘	(公財)中央温泉研究所研究員	小松 君恵	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
小口 千明	埼玉大学准教授	滝澤 玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
小野 雄策	日本工業大学教授	菱沼 要治郎	(一社)埼玉県猟友会会長
小堀 洋美	東京都市大学教授	矢作 俊信	埼玉県農業協同組合中央会専務理事
関口 和彦	埼玉大学大学院准教授	石井 平夫	埼玉県議会議員
○ 畠山 史郎	東京農工大学大学院教授	本木 茂	埼玉県議会議員
松浦 麻里沙	弁護士	水村 篤弘	埼玉県議会議員
◎ 吉田 徳久	早稲田大学大学院教授	新井 雄啓	越生町長
渡邊 美知子	埼玉県女性薬剤師会会長	鈴木 英善	一般公募
池田 敦子	埼玉県生態系保護協会越谷支部	丸山 瑞子	一般公募

◎ 会長 ○ 副会長

(イ) 公害審査会

公害審査会は、公害に係る民事上の紛争について、あっせん・調停・仲裁の手続きにより迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法第13条に基づき設置されています。

公害審査会委員（任期：H24.12.22～H27.12.21）

（H26.9.1現在）

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
◎ 川井理砂子	弁護士	野村 恭子	帝京大学公衆衛生大学院准教授
○ 新井 賢治	弁護士	長谷川紀子	東京工業大学大学マネジメントセンター教授
片山 葉子	東京農工大学大学院農学研究院教授	東谷 良子	弁護士
高橋 幸雄	独立行政法人労働安全衛生総合研究所上席研究員	保倉 明子	東京電機大学工学部教授
長嶺 拓夫	埼玉大学大学院理工学研究科准教授	御法川 学	法政大学理工学部教授

◎ 会長 ○ 会長代理

(ウ) 環境影響評価技術審議会委員

環境影響評価技術審議会は、環境影響評価に関する技術上の重要事項を調査審議するため、執行機関の附属機関に関する条例に基づき、昭和55年12月に設置されました。

環境影響評価技術審議会委員（任期：H26.4.1～H28.3.31）

（H26.9.1現在）

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
青野 光子	(独)国立環境研究所主任研究員	佐々木 寧	埼玉大学名誉教授
秋田 典子	千葉大学大学院准教授	鈴木 美穂	埼玉大学大学院助教
池本 久利	(一財)日本環境衛生センター課長代理	橘 伸也	埼玉大学助教
尾崎 煙雄	千葉県立中央博物館上席研究員	田邊 潔	(独)国立環境研究所上級主席研究員
小野美代子	(公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団専門員	出口 浩	東京理科大学教授
加藤 みか	(公財)東京都環境科学研究所研究員	村上 公哉	芝浦工業大学教授
川合 真紀	埼玉大学大学院准教授	◎ 柳 憲一郎	明治大学法科大学院教授
国松 直	(独)産業技術総合研究所チーフシニアリサーチャー	○ 山本 貢平	(一財)小林理学研究所所長
斎藤 明子	千葉県立中央博物館科長	米田久美子	(一財)自然環境研究センター研究主幹

◎ 会長 ○ 副会長

※ 環境管理事務所について

地域における環境保全対策は、地域の自然特性、環境の状況、社会経済の動向、地域住民の要求等に対応して総合的に講じる必要があります。埼玉県では、地域の環境問題を総合的に把握し、きめ細かい環境行政を推進するため、県内7か所に環境管理事務所を設置しています。

大気・水質関係

(工場・事業場への立入検査)

大気汚染や水質汚濁を防止するため、工場又は事業場に焼却炉など一定の施設を設置する場合の事前届出を審査しています。

設置した施設については、立入検査を行い、施設の設置者が自ら排出ガスや排出水を測定した結果により排出基準の適合を確認しています。

また、定期的に排出ガスや排出水を測定し、測定結果が排出基準を超えた場合には、勧告や改善命令などの措置を行っています。

(浄化槽関係)

住宅その他建築物に浄化槽を設置する場合、事前に届出をさせ、審査しています。

また、浄化槽相談員を置き、浄化槽の適正な維持管理を指導しています。

(異常水質事故)

公共用水域において油の流出、魚類の浮上・へい死などが発生した場合、河川管理者などと連携して発生源の特定や被害の拡散防止など応急措置を行っています。

ます。

(土壌・地下水関係)

工場又は事業場の施設を廃止した場合や大規模な土地改変を行う場合に、土地の管理者等に土壌汚染状況を確認させ、汚染されていた場合には土壌の浄化を指導しています。土壌の汚染があった場合、地下水への影響を確認し、地下水汚染があったときはその浄化措置を指導しています。

また、地盤沈下を防止するため、地下水の採取に関する規制を行っています。

(化学物質関係)

化学物質による人や環境への影響を軽減させるため、化学物質管理促進法や県生活環境保全条例に基づき、事業者から排出量や移動量、取扱量について届出を受けています。また化学物質を適正管理するための手順書や環境負荷低減主任者の届出等を受理するほか、県条例に基づき事業所への立入検査を実施しています。

自動車対策関係

ディーゼル車の運行規制等による排出ガス対策、低燃費車の導入やエコドライブ等によるCO₂削減対策を推進するため、運行車両の検査や事業場の立入検査を行うほか、事業者が提出する自動車使用管理計画、自動車地球温暖化対策計画の受理等を行っています。

廃棄物・残土関係

一般廃棄物については、市町村等の処理施設などに立入検査を行っています。また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理施設や家屋解体現場、PCB廃棄物保管事業所に対して重点的に立入検査を実施しています。さらに、悪質な不法投棄、不適正な処理が後を絶たないため、監視パトロールを強化しています。

また、無秩序な土砂の堆積防止を目的として土砂の排出及び堆積の規制業務を行っています。

温暖化対策関係

家電製品等の省エネルギー情報提供の義務付け等による地球温暖化対策を推進するため、店舗への立入検査を行うほか、事業者が提出する省エネルギー性能説明推進者の届出の受理などを行っています。

自然保護関係

狩猟免許試験と免許の更新、県内狩猟者の登録、傷病野生鳥獣の保護、緑化の推進などの事務を行っています。

県内には秩父多摩甲斐国立公園及び10か所の県立自然公園を指定しており、中央、西部、東松山、秩父、北部の各環境管理事務所において建築物の新築等の許可、届出の受理、歩道等の施設の設置・修繕等を行っています。

砂利関係

西部、東松山、秩父、北部、東部の各環境管理事務所管内で砂利、岩石、土の採取が行われており、事業者の登録、採取計画の認可のための指導等を行っています。

また、随時、各事業所等への立入検査を実施して、岩石等の崩落などによる災害の未然防止や無認可、不法採取の監視に努めています。

3 環境保全に関する主な条例、計画等の概要

環境保全に関する主な条例

◆埼玉県環境基本条例

本県における環境の保全及び創造に関する取組の基本的な方向と枠組みを示すものとして、平成7年4月から施行されました。環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築等を基本理念に、行政、事業者、県民の責務などについて定めています。

◆埼玉県生活環境保全条例

大気汚染や水質汚濁など工場等を排出源とする産業型公害の規制措置のほか、自動車交通公害などの都市・生活型公害対策や増大する廃棄物の処理対策、化学物質の適正管理対策に関する必要な事項を定めています。平成13年7月に従来の公害防止条例（昭和37年6月制定）を全部改正し、平成14年4月から施行されました。

◆埼玉県環境影響評価条例

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、あらかじめその事業の実施による影響について調査・予測を行い、環境保全のための措置を検討する手続きを定めています。平成7年12月から施行されました。

◆埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱

事業の計画段階で、環境面の影響を社会経済面の推計と連携させながら調査・予測することによって環境保全のあり方を検討する制度として、平成14年4月から施行されました。

◆埼玉県地球温暖化対策推進条例

県、事業者、県民、環境保全活動団体等の責務を規

定し、県民総ぐるみでの取組により、地球温暖化対策を推進するための幅広い対策を定めています。具体的な温室効果ガス削減のための制度を盛り込み「ストッブ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」の実効性を高めています。

◆埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

土砂の排出、堆積等に関し必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂の堆積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として平成15年2月に施行されました。土砂の排出や堆積を行うに際しての必要な手続きを定めています。

◆埼玉県ごみの散乱防止に関する条例

県土の環境美化を推進し、快適な生活環境の確保を図るために、ごみの散乱防止に関し必要な事項を定めています。平成13年4月から施行されました。

◆ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

緑の保全と創出を一層推進するため、市民団体等との協働による緑地の保全や、敷地面積1,000㎡以上の建築行為に際して緑化計画書の届出を行うことを定めています。平成17年3月にふるさと埼玉の緑を守る条例（昭和54年3月制定）を一部改正し、平成17年10月から施行されました。

◆埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例

希少な野生動植物を絶滅から守り、県民共通の財産として次代に継承するため、希少野生動植物の種の保護に必要な事項を定めています。平成12年12月から全部施行されました。

環境保全に関する主な計画

- **埼玉県環境基本計画**
「環境基本条例」の基本理念の実現を図るための総合的な計画で、4つの長期的な目標と18の施策展開の方向を示すとともに、重要取組施策については、具体的な目標を設定しています。
- **埼玉地域公害防止計画**
現に公害が著しいか、又は、人口及び産業の急速な集中により公害が著しくなるおそれがある地域を対象として、総合的な公害防止策を講じ、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全しようとするものです。(昭和47年度以降9回策定)
- **埼玉県環境配慮方針**
「環境基本計画」に基づき、県が実施する公共事業や事務事業（オフィスづくり）において、環境へ配慮すべき事項を定めました。オフィスづくり部門では、平成13年3月新たに「埼玉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減目標を定めました。公共事業については、平成14年3月に改訂しました。
- **ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050**
(埼玉県地球温暖化対策実行計画)
地球温暖化対策の視点から2050年の本県のあるべき姿を描き、その達成に向けた中期目標とその実現のための施策を示しています。計画の最終年度の2020年における本県の温室効果ガス排出量を2005年比で25%削減するという目標を定めています。
- **埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画**
「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質

- の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)の規定に基づき平成25年5月に策定しました。
- **化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画**
国が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」を受けて、東京湾に流入する汚濁負荷量の総量を削減する目的で、第7次総量削減計画を平成24年2月に策定しました。
- **埼玉県廃棄物処理基本計画**
県内で発生する廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を推進し、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化や新たな課題への対応を図るための具体的な施策を取りまとめたものです。第7次計画を平成23年3月に策定しました。
- **彩の国豊かな自然環境づくり計画**
本県の自然環境を保全・創造するための基本的な考え方を示したもので、「自然ネットワークの形成」「生物多様性の確保」「自然と人とのふれあいの推進」の3つの方針を示しています。平成11年3月に策定しました。
- **埼玉県広域緑地計画**
緑の将来像を「緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」とし、ふるさと埼玉を象徴する緑を守り、新たな緑を育てていくことにより、緑豊かな埼玉を形成していくために、平成18年3月に策定し、平成24年7月に改訂しました。

(2) 市町村の環境基本計画策定状況及び環境保全に係る条例の制定状況

(平成26年9月1日現在)

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
さいたま市	さいたま市環境基本条例 さいたま市環境基本計画	H13.5.1 H16.1 H23.3改訂	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 さいたま市空き地の環境保全に関する条例 さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例 さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例 さいたま市環境影響評価条例 さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例 さいたま市生活環境の保全に関する条例 さいたま市水質汚濁防止法に規定する特定事業場に係る排水の汚染状態の測定の回数等を定める条例 さいたま市空き家等の適正管理に関する条例	H13.5.1 H13.5.1 H14.12.26 H14.12.26 H15.3.14 H19.3.15 H20.10.17 H23.12.27 H24.7.3	さいたま市みどりの条例	H13.5.1
川越市	川越市良好な環境の保全に関する基本条例 川越市環境基本計画 第二次川越市環境基本計画	H18.9.25 H10.3 H19.3	川越市あき地の環境保全に関する条例 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例 川越市土砂のたい積等の規制に関する条例 川越市路上喫煙の防止に関する条例 川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例 川越市地球温暖化対策条例 川越市空き家等の適正管理に関する条例 川越市廃棄物処理施設専門委員会条例	S44.11.1 H7.6.27 H11.4.1 H14.12.24 H18.12.22 H19.3.20 H19.12.19 H25.4.1 H26.6.25	川越市緑の基金条例 川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例	H2.3.26 H21.3.25
熊谷市	熊谷市環境基本条例 熊谷市環境基本計画	H17.10.1 H20.3 H26.3改訂	熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例 熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 熊谷市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 熊谷市あき地の環境保全に関する条例 熊谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	H17.10.1 H17.10.1 H17.10.1 H17.10.1 H17.10.1 H17.10.1 H17.10.1 H18.6.27	熊谷市みどりの基金条例 熊谷市ホテルの保護に関する条例	H17.10.1 H18.12.27

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
熊谷市			熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 熊谷市ペット霊園の設置許可等に関する条例	H19.3.23 H22.9.30		
川口市	川口市環境基本条例 川口市環境基本計画 改訂川口市環境基本計画 第2次川口市環境基本計画	H10.9.28 H13.3 H20.3 H23.3	川口市あき地の環境保全に関する条例 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例 川口市路上喫煙の防止等に関する条例 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例	S43.12.26 S45.4.1 H7.3.16 H10.9.28 H11.9.30 H17.3.25 H22.3.24	川口市緑のまちづくり推進条例	H11.12.21
行田市	行田市環境基本条例 行田市環境基本計画 第2次行田市環境基本計画	H14.3.29 H16.3 H21.3改定 H26.3	行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 行田市あき地の環境保全に関する条例 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 行田市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 行田市路上喫煙及びボイ捨ての防止に関する条例	S47.3.30 S47.9.27 H14.9.30 H20.7.1 H21.3.31		
秩父市	秩父市環境基本条例 秩父市環境基本計画	H18.3.24 H18.10	秩父市環境保全条例 秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 秩父市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例	H17.4.1 H17.4.1 H18.3.24 H18.9.26		
所沢市	所沢市環境基本条例 所沢市環境基本計画 第2期所沢市環境基本計画	H9.4.1 H11.3 H23.3	所沢市あき地の雑草除去に関する条例 所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例 所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 所沢市土砂等のたい積の規制に関する条例 所沢市歩きタバコの防止に関する条例 所沢市温暖化対策基金条例	S44.10.1 H7.12.28 H9.4.1 H11.3.26 H11.12.28 H15.7.1 H18.3.27 H23.3.25	所沢市緑の基金条例 ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例	S61.6.21 S63.10.1 改正 H23.9.30
飯能市	飯能市環境基本条例 飯能市環境基本計画 第2次飯能市環境基本計画	H20.6.26 H15.3 H20.8改定 H25.3	飯能市環境保全条例	H8.3.29		
加須市	加須市環境基本条例 加須市環境基本計画	H22.3.23 H24.3	加須市環境保全条例 加須市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 加須市ペット霊園等の設置等に関する条例	H22.3.23 H22.3.23 H22.3.23	加須市水と緑と花のまちづくり基金条例	H22.3.23
本庄市	本庄市環境基本条例 本庄市環境基本計画	H18.1.10 H20.3	本庄市環境保全条例 本庄市土砂等のたい積の規制に関する条例 本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する条例 本庄市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 本庄市自転車等放置防止条例 本庄市再生資源保管・積替場所設置及び管理に関する条例 本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例 本庄市ペット霊園の設置等の適正化に関する条例 本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例 本庄市空き家等の適正管理に関する条例	H18.1.10 H18.1.10 H18.1.10 H18.1.10 H18.1.10 H18.1.10 H19.12.28 H21.3.27 H22.3.31 H25.7.1		
東松山市	東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例 東松山市環境基本計画	H8.12.18 H11.3.31 H23.4.1改定	東松山市あき地の環境保全に関する条例 東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例	S48.3.24 S52.4.1 H15.6.30		
春日部市	春日部市環境基本条例 春日部市環境基本計画	H19.3.20 H20.3 H25.3見直し	春日部市あき地の環境保全に関する条例 春日部市土砂等のたい積の規制に関する条例 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 春日部市路上喫煙の防止に関する条例 春日部市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例	H17.10.1 H17.10.1 H17.10.1 H22.12.17 H25.3.14 H25.3.14	春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例	H17.10.1
狭山市	狭山市環境基本条例 狭山市環境基本計画 第2次狭山市環境基本計画	H9.9.30 H10.3 H15.3改定 H24.3	狭山市あき地の環境保全に関する条例 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例 狭山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 狭山市ボイ捨ての防止に関する条例 狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	S44.12.27 H7.12.26 H10.12.28 H11.3.19 H11.7.1 H14.3.28	狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例	S47.9.29

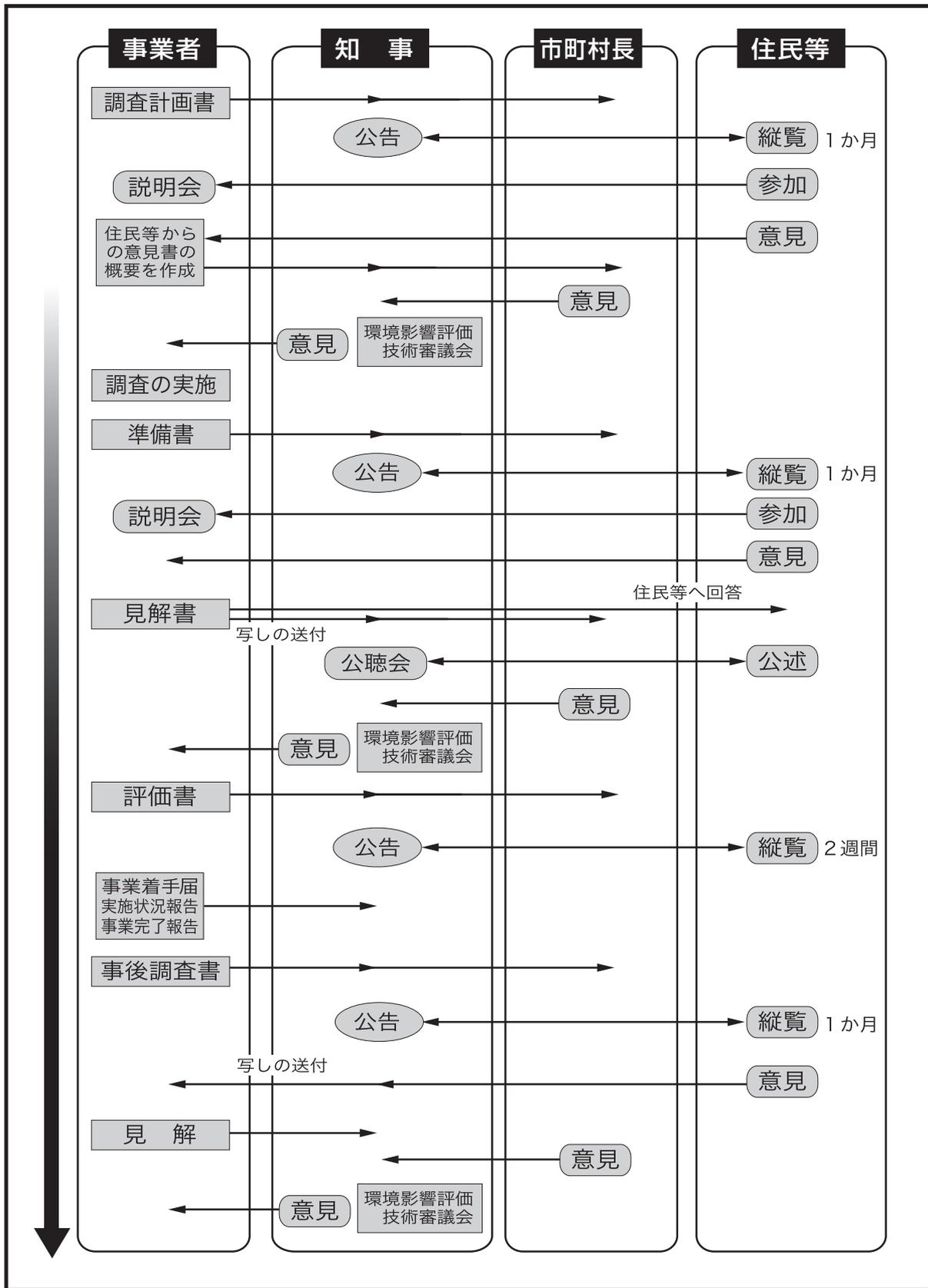
市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
狭山市			狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例 狭山市廃棄物焼却炉の設置等の手続きに関する条例 狭山市歩きタバコの防止に関する条例 狭山市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	H15.3.24 H16.6.22 H19.9.27 H25.3.25		
羽生市	羽生市環境基本条例 羽生市環境基本計画 第2期羽生市環境基本計画	H13.3.30 H15.3 H23.3	羽生市空き地等の環境保全に関する条例 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 羽生市空き缶等の散乱防止に関する条例 羽生市飼い犬ふん害等防止条例 羽生市自転車等の放置防止に関する条例 羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 羽生市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	S56.10.1 H5.6.25 H7.3.30 H7.3.30 H7.3.30 H14.3.29 H14.12.20		
鴻巣市	鴻巣市環境基本条例 鴻巣市環境基本計画	H12.6.30 H15.3 H25.3	鴻巣市あき地の環境保全に関する条例 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 鴻巣市墓地等の経営の許可等に関する条例 鴻巣市ペット霊園の設置等に関する条例 鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	S45.4.20 S47.4.3 H18.3.30 H18.3.30 H19.10.1	鴻巣市緑化推進条例	S53.3.30
深谷市	深谷市環境基本条例 深谷市環境基本計画	H18.1.1 H20.3	深谷市ダイオキシン類の排出を抑制する条例 深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 深谷市くらしの環境美化条例 深谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 深谷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 深谷市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	H18.1.1 H18.1.1 H18.1.1 H18.1.1 H19.3.30 H22.3.29 H23.12.19		
上尾市	上尾市環境基本条例 上尾市環境基本計画 第二次上尾市環境基本計画	H9.9.30 H10.3 H22.3	上尾市公害対策審議会条例 (～平成6年8月1日) 上尾市あき地の環境保全に関する条例 上尾市自転車駐車場条例 上尾市自転車放置防止条例 上尾市環境審議会条例 上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例 上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例 上尾市畜場条例 上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例 上尾市ペット霊園の設置等に関する条例 上尾市路上喫煙の防止に関する条例 上尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例 上尾市人と動物との調和のとれた共生に関する条例	S50 S52.12.26 S58.7.1 S58.12.26 H6.6.23 H7.9.29 H11.3.30 H14.12.27 H15.9.26 H16.9.27 H17.12.28 H22.3.25 H22.3.25 H22.6.30	上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例 上尾市みどりの基金条例 上尾市自然学習館条例	S48.12.25 H2.3.29 H11.9.30
草加市	草加市環境基本条例 草加市環境基本計画	H12.3.28 H12.3 H17.3改定 H22.3改定	草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 草加市あき地の環境保全に関する条例 草加市自転車の放置防止に関する条例 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例 草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 草加市土砂等の堆積の規制に関する条例 草加市路上喫煙の防止に関する条例	S47.9.30 S51.7.1 S63.9.21 H16.9.17 H18.3.24 H25.3.18 H25.3.18	草加市みどりの条例	S62.3.24
越谷市	越谷市環境条例 越谷市環境管理計画	H12.3.31 S58.3 H23.12改定	越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 越谷市まちをきれいにする条例 越谷市路上喫煙の防止に関する条例	H5.3.24 H12.3.31 H19.12.25		
蕨市	蕨市環境基本条例 蕨市環境基本計画	H13.3.30 H15.3 H25.3改定	蕨市さわやか環境条例 蕨市路上喫煙の防止等に関する条例	H10.6.23 H19.3.26		
戸田市	戸田市環境基本条例 戸田市環境基本計画	H12.3.28 H14.3 H25.3改訂	戸田市あき地の環境保全に関する条例 戸田市自転車放置防止条例 戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例 戸田市地球温暖化対策条例 戸田市墓地等の経営の許可等に関する条例	S49.12.19 S60.9.27 H12.3.28 H19.12.17 H21.12.21 H23.9.1	戸田市緑化推進条例	S49.7.1
入間市	入間市環境基本条例 入間市環境基本計画 第二次入間市環境基本計画	H10.9.30 H12.3.21 H21.3	入間市空閑地の環境保全に関する条例 入間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 入間市産業廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例	S45.3.28 H14.6.28 H16.6.29	入間市樹林等の保護及び緑化推進に関する条例	S60.12.25
朝霞市	朝霞市住み良い環境づくり基本条例 朝霞市環境基本計画 第2次朝霞市環境基本計画	H8.9.30 H14.3 H24.3	朝霞市あき地の環境保全に関する条例 朝霞市自転車等放置防止条例 朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例 朝霞市路上喫煙の防止に関する条例	S44.12.25 S62.1.7 H10.12.24 H12.3.21 H18.3.28	朝霞市緑化推進条例 朝霞市みどりの基金条例	S64.1.6 H14.3.22

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
朝霞市			朝霞市墓地等の経営の許可等に関する条例 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例	H21.3.30 H25.6.26		
志木市	志木市環境基本条例 志木市環境基本計画 第二期志木市環境基本計画	H15.12.24 H11.3 H21.3	志木市あき地の環境保全に関する条例 志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例 志木市ポイ捨て防止に関する条例 志木市路上喫煙防止条例 志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	S45.9.21 H11.3.3 H11.12.22 H18.3.24 H23.3.22	志木市みどりの条例 志木市自然再生条例	S51.3.23 H13.10.1
和光市	和光市環境基本条例 和光市環境基本計画 和光市環境基本計画(改訂版) 第二次和光市環境基本計画	H15.3.25 H15.5 H20.3 H23.3	和光市あき地の環境保全に関する条例 和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 和光市路上喫煙の防止に関する条例 和光市墓地等の経営の許可等に関する条例 和光市土砂等のたい積の規制に関する条例 和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例	S48.6.30 H10.12.24 H13.12.27 H18.3.20 H18.3.20 H18.6.15 H24.12.20	和光市緑の保護及び緑地保全に関する条例	S49.3.25
新座市	新座市環境基本条例 新座市環境基本計画 新座市環境基本計画(見直し) 第2次新座市環境基本計画	H9.12.25 H12.3.31 H19.11.30 H23.3.31	新座市あき地の環境保全に関する条例 新座市ラブホテルの建築規則に関する条例 新座市飼い犬ふん害等防止条例 新座市ダイオキシン類規制条例 新座市ポイ捨ての防止に関する条例 新座市土砂等のたい積の規制に関する条例 新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新座市路上喫煙の防止に関する条例 新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	S46.12.23 S61.3.31 H8.3.29 H11.3.29 H13.3.30 H15.3.31 H15.9.30 H15.9.30 H18.3.28 H24.6.22	新座市みどりのまちづくり条例	H3.3.29
桶川市	桶川市環境基本計画	H12.3 H24.3改定	桶川市あき地の環境保全に関する条例 桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例 桶川市路上喫煙の防止に関する条例 桶川市環境美化に関する条例	S47.9.26 H16.6.18 H19.12.27 H25.12.27	桶川市みどりの保全及び推進に関する条例 桶川市みどりの基金条例	H4.3.31 H6.3.29
久喜市	久喜市環境基本条例 久喜市環境基本計画	H25.1 H25.3	久喜市空き地の環境保全に関する条例 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 久喜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 久喜市路上喫煙の防止に関する条例	H22.3.23 H22.3.23 H22.3.23 H22.3.23 H23.10.5	久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例 久喜市自然環境の保全に関する条例	H22.3.23 H22.3.23
北本市	北本市環境基本条例 北本市環境基本計画 北本市環境基本計画<改訂版>	H10.6.26 H12.3 H20.3	北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北本市空き地環境保全に関する条例 北本市土砂等のたい積の規制に関する条例 北本市墓地等の経営の許可等に関する条例 北本市ペット霊園の設置等に関する条例	S47.6.23 S49.6.20 H17.6.30 H18.3.31 H18.3.31		
八潮市	八潮市環境基本条例 八潮市環境基本計画	H19.12.19 H21.4.1	あき地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例 八潮市公害防止条例 八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 八潮市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 八潮市ペット霊園の設置等に関する条例 八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例 八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例 八潮市屋外広告物条例 八潮市路上喫煙防止条例	S45.3.14 S49.12.24 H5.6.17 H7.3.24 H14.9.25 H16.9.28 H16.12.24 H18.3.22 H19.3.23 H21.8.12	八潮市緑の基金条例	H21.3.23
富士見市	富士見市環境基本条例 富士見市環境基本計画 富士見市環境基本計画(改訂版) 第2次富士見市環境基本計画	H13.12.15 H15.3 H20.3.31 H25.3.31	富士見市あき地等環境保全条例 富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例 富士見市をきれいにする条例	S49.12.26 H18.3.27 H19.6.25	みどりの保護及び緑化の推進に関する条例 富士見市緑地保全基金条例	S56.10.8 H13.3.14
三郷市	三郷市環境基本条例 三郷市環境基本計画 三郷市環境基本計画(後期計画)	H13.6.15 H18.3 H25.3	三郷市公害防止条例 三郷市自転車等の放置の防止に関する条例 三郷市ラブホテルの建築規則に関する条例 三郷市空き缶等の散乱防止に関する条例 三郷市土砂等のたい積の規制に関する条例 三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防止に関する条例 三郷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 三郷市墓地等の経営の許可に関する条例	S50.6.18 S58.6.16 S60.12.16 H9.3.21 H17.6.16 H21.3.23 H23.9.21 H23.12.13	三郷市みどりの条例 三郷市みどりの基金条例	S63.3.16 H4.3.21

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
三郷市			三郷市あき地の雑草等の除去に関する条例	H26.3.24		
蓮田市	蓮田市環境基本条例	H13.3.27	蓮田市空閑地の環境保全に関する条例	S46.2.15		
	蓮田市環境基本計画	H15.3	蓮田市環境保全条例	H14.9.30		
坂戸市	坂戸市環境基本条例	H14.3.27	坂戸市環境保全条例	H9.12.18		
	坂戸市環境基本計画 坂戸市環境基本計画(中間 年次改訂版) 第2次坂戸市環境基本計画	H15.12 H20.2 H25.3	坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H13.3.30		
幸手市	幸手市環境基本条例	H17.12.27	幸手市あき地の環境保全に関する条例	S51.10.13		
	幸手市環境基本計画	H16.12	幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例 幸手市自転車等の放置防止に関する条例 幸手市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 幸手市墓地等の経営の許可等に関する条例 幸手市空き家等の適正管理に関する条例	H16.3.22 H21.3.19 H21.12.18 H22.3.23 H26.6.20		
鶴ヶ島市	美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例	H11.12.22	鶴ヶ島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 鶴ヶ島市自転車放置防止条例 鶴ヶ島市の環境を保全する条例	S50.3.22 H4.12.21 H11.12.22	鶴ヶ島市水土里の基金条例	H21.3.26
	鶴ヶ島市環境基本計画 第2期鶴ヶ島市環境基本計画	H15.1 H25.3	鶴ヶ島市墓地等の経営の許可等に関する条例 鶴ヶ島市ペット霊園の設置許可等に関する条例 鶴ヶ島市空き家等の適正管理に関する条例	H17.3.28 H24.9.25 H26.10.3		
日高市	日高市環境基本条例	H22.3.26	日高市あき地の環境保全に関する条例	S48.3.27	日高市緑の基金条例	H4.3.19
	日高市環境基本計画	H23.3	日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 日高市環境保全条例 日高市自転車放置防止条例 日高市ペット霊園の設置等に関する条例 日高市墓地等の経営等に関する条例 日高市空き家等の適正管理に関する条例	S48.10.25 H9.9.30 H10.3.25 H14.3.22 H20.3.26 H25.10.1		
吉川市	吉川市環境保全指針	H12.3.9	吉川市環境保全条例	H10.3.23	吉川市みどりの条例	H4.3.24
ふじみ野市	ふじみ野市環境基本条例	H19.3.22	ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例	H17.10.1	ふじみ野市みどりの条例	H17.10.1
	ふじみ野市環境基本計画行動計画	H20.3	ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例	H20.12.19 H22.6.22	ふじみ野市緑の基金条例	H22.3.23
	ふじみ野市環境基本計画後期行動計画	H25.3	ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例 ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H22.12.17 H23.3.23		
白岡市	白岡市環境基本条例	H22.9.29	白岡市空き地等の環境保全に関する条例	S47.3.25		
	白岡市環境基本計画	H23.3				
伊奈町	伊奈町環境基本条例	H12.12.27	伊奈町あき地の環境保全に関する条例	S47.1.10	伊奈町緑の保全及び緑化の推進に関する条例	H11.3.31
	伊奈町環境基本計画 第2次計画策定中(H27.3予定)	H15.3				
三芳町	三芳町環境基本計画	H15.3	三芳町ダイオキシン類排出抑制に関する条例	H11.3.18	三芳町みどりの保護育成及び活用に関する条例	H2.3.20
毛呂山町			毛呂山町環境保全条例 毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例	H8.4.2 H19.12.12		
越生町			越生町環境保全条例 越生町土砂のたい積の規制に関する条例	H16.6.10 H16.6.10		
滑川町			滑川町公災害防止条例 滑川町の環境をよくする条例 滑川町土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例	S44.9.30 H15.3.7 H16.9.10		
嵐山町	嵐山町環境基本条例	H23.6.10	嵐山町環境保全条例	H7.3.17	嵐山町の緑を豊かにする条例	H2.6.25
	嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画	H26.3	嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例	H18.3.9 H23.6.10	嵐山町里地里山づくり条例	H19.3.5
小川町	小川町環境基本計画	H14.10	小川町環境保全条例	H16.12.17		
川島町			川島町産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例 川島町環境保全条例	H18.3.22 H25.3.29		
吉見町	吉見町環境基本条例	H23.4.1	吉見町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H6.3.10		
	吉見町環境基本計画	H23.4.1	吉見町空き家等の適正管理に関する条例	H26.3.11		
鳩山町			鳩山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 鳩山町環境保全条例 鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例	S50.3.22 H5.12.15 H15.12.18		
ときがわ町	ときがわ町環境基本条例 ときがわ町環境基本計画 ときがわ町環境基本計画後期基本計画	H19.3.15 H20.3 H25.3改定期基本計画	ときがわ町環境保全条例	H18.2.1		

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
横瀬町	横瀬町環境基本条例	H22.12.10	横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例	H19.9.11	横瀬町みどりの基金条例	H20.12.11
皆野町	皆野町環境基本条例	H22.12.21	皆野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H3.12.17		
長瀬町	長瀬町環境基本条例	H22.12.20	長瀬町環境美化の促進に関する条例	S57.10.3		
小鹿野町	小鹿野町環境保全条例	H17.10.1	小鹿野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 小鹿野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 小鹿野町浄化槽設置及び管理等に関する条例	H17.10.1 H17.10.1 H17.10.1		
東秩父村			東秩父村埋土及び盛土等規制条例	H1.5.1		
美里町	美里町環境基本条例 美里町環境基本計画	H12.12.21 H14.8	美里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 美里町土砂のたい積の規制に関する条例 美里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例 美里町墓地、埋葬等に関する条例 美里町環境保全条例 美里町ペット霊園の設置等の適正化に関する条例	H11.3.24 H16.3.24 H17.3.24 H18.12.18 H22.9.22 H22.12.15		
神川町	神川町環境基本条例 神川町環境基本計画	H18.1.1 H19.1.17 H23.4.1	神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 神川町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防等に関する条例	H18.1.1 H18.1.1		
上里町	上里町環境基本条例 上里町環境基本計画	H12.9.13 H15.3.31	上里町環境審議会条例 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 上里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例 上里町墓地、埋葬等に関する法律施行条例 上里町空き家等適正管理条例 上里町自転車等放置防止条例	S46.7.23 H11.12.10 H15.1.22 H19.3.9 H24.3.15 H24.3.15		
寄居町	寄居町環境基本条例 寄居町環境基本計画	H14.12.24 H17.3	寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例 寄居町廃棄物処理施設の適正化に関する条例	H10.6.26 H14.12.24		
宮代町	宮代町環境基本計画	H13.3	宮代町あき地環境保全条例 宮代町土砂のたい積の規制に関する条例 宮代町きれいなまちづくり条例 宮代町自転車等の放置の防止に関する条例	S62.3.18 H15.3.27 H18.6.12 H19.3.19		
杉戸町	杉戸町環境基本条例 杉戸町環境基本計画	H15.3.28 H15.3	杉戸町あき地の環境保全に関する条例 杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 杉戸町自転車の放置防止に関する条例 杉戸町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 杉戸町墓地、埋葬等に関する条例	S46.12.20 S50.10.1 S62.3.19 H13.12.21 H14.3.29		
松伏町			松伏町環境保全条例	H12.3.15		

(3) 条例による環境影響評価手続フロー



2 大気関係

(1) ばい煙発生施設設置状況

(H26.3.31現在)

大気汚染防止法 (ばい煙)					埼玉県生活環境保全条例 (指定ばい煙)				
項番号	施設の種 類	県	市	計	項番号	施設の種 類	県	市	計
1	ボイラー(小型ボイラーを除く)	1,244	946	2,190	1	焙焼炉及び焼結炉	36	0	36
	小型ボイラー	1,722	596	2,318					
2	ガス発生炉及び加熱炉	1	0	1	2	金属溶解炉 (精錬又は鑄造用)	24	4	28
3	焙焼炉及び焼結炉等	1	0	1					
5	金属溶解炉	155	60	215	3	焼成炉 (釉薬瓦製造用)	0	0	0
6	金属加熱炉	133	20	153					
7	石油加熱炉	4	0	4	4	溶解炉 (銅、鉛、亜鉛の精錬用)	0	0	0
9	セメント焼成炉	7	0	7					
	窯業用熔融炉	6	0	6	5	溶解炉 (鉛の第二次精錬用等)	1	0	1
その他の焼成炉	21	1	22						
10	反応炉及び直火炉	39	1	40	6	溶解炉 (アルミニウムの二次精錬用)	16	7	23
11	骨材乾燥炉	35	16	51					
12	その他の乾燥炉	108	14	122	7	廃棄物焼却炉	46	18	64
	製鋼用等の電気炉	3	2	5					
13	廃棄物焼却炉	178	78	256	焼却能力 100kg/時以上	209	76	285	
14	銅・亜鉛等精錬用溶解炉	2	3	5					
19	塩化水素反応施設	2	0	2	焼却能力 100kg/時未満 30kg/時以上	719	339	1,058	
21	複合肥料等溶解炉	3	0	3					
24	鉛精錬用溶解炉	7	3	10	焼却能力 30kg/時未満	261	130	391	
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	18	0	18					
29	ガスタービン (常用)	16	9	25	施設数計	1,051	444	1,495	
	ガスタービン (非常用)	165	201	366	(届出事業所数)	981	423	1,404	
30	ディーゼル機関 (常用)	96	32	128	規制対象施設数合計 8,692				
	ディーゼル機関 (非常用)	590	526	1,116	(*規制対象事業所数 4,197)				
31	ガス機関 (常用)	74	53	127					
	ガス機関 (非常用)	3	3	6					
施設数計		4,633	2,564	7,197					
(届出事業所数)		1,869	1,236	3,105					

(2) 粉じん発生施設設置状況

(H26.3.31現在)

大気汚染防止法 (一般粉じん)					埼玉県生活環境保全条例 (指定粉じん)				
項番号	施設の種 類	県	市	計	項番号	施設の種 類	県	市	計
1	コークス炉	0	0	0	1	堆積場	92	31	123
2	堆積場	212	76	288	2	ベルトコンベア、 バケットコンベア	1,240	384	1,624
3	ベルトコンベア、 バケットコンベア	690	197	887	3	破碎機、摩砕機 (鉱物、岩石、セメント)	84	21	105
4	破碎機、摩砕機	158	23	181	4	破碎機 (コンクリート)	41	21	62
					5	分級機	24	0	24
5	ふるい	116	9	125	6	ふるい	78	34	112
					7	クリンクーラー	5	2	7
					8	ホッパー、 バッチャープラント	218	86	304
施設数計		1,176	305	1,481	施設数計		1,782	579	2,361
(届出事業所数)		210	91	301	(届出事業所数)		261	130	391
規制対象施設数合計 3,842									
(*規制対象事業所数 533)									
※ 特定粉じん発生施設はありません。									

(3) 指定炭化水素類発生施設設置状況 (H26.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例				
項番号	施設の種類の	県	市	計
1	貯蔵用 屋外タンク	5	0	5
2	給油用 地下タンク	1,488	772	2,260
3	出荷用ローディ ングアーム	5	0	5
4	ドライクリーニ ング用乾燥機	160	81	241
5	製造設備	1,535	664	2,199
6	使用施設 ※	85	92	177
施設合計		3,278	1,609	4,887
(届出事業所数)		772	341	1,113

※ 使用施設は事業所数を記載しています。

(4) 揮発性有機化合物排出施設設置状況 (H26.3.31現在)

大気汚染防止法				
項番号	施設の種類の	県	市	計
1	揮発性有機化合物を溶剤として 使用する化学製品の製造の用に 供する乾燥施設	4	0	4
2	吹付塗装施設	21	1	22
3	塗装の用に供する乾燥施設	33	0	33
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テー プ若しくは粘着シート、はく離紙 又は包装材料の製造に係る接着 の用に供する乾燥施設	73	10	83
5	接着の用に供する乾燥施設	33	4	37
6	オフセット輪転印刷の用に供す る乾燥施設	34	3	37
7	グラビア印刷の用に供する乾燥 施設	64	7	71
8	工業の用に供する揮発性有機化 合物による洗浄施設	5	0	5
9	ガソリン、原油、ナフサその他の 揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	0	0
施設合計		267	25	292
(届出事業所数計)		73	12	85

(5) 有害大気汚染物質規制対象事業所数

(H26.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例									
項番号	規制対象物質	県	市	計	項番号	規制対象物質	県	市	計
1	アクリロニトリル	4	4	8	10	トリクロロエチレン	33	11	44
2	エチレンオキシド	7	2	9	11	ニッケル化合物	53	15	68
3	六価クロム化合物	25	13	38	12	砒素及びその化合物	1	0	1
4	クロロエチレン	0	0	0	13	1・3-ブタジエン	0	0	0
5	クロロホルム	9	6	15	14	ベリリウム及びその化合物	1	0	1
6	1・2-ジクロロエタン	2	1	3	15	ベンゼン	17	2	19
7	ジクロロメタン	79	20	99	16	ホルムアルデヒド	32	10	42
8	水銀及びその化合物	0	0	0	17	マンガン及びその化合物	42	13	55
9	テトラクロロエチレン	17	5	22	合計		322	102	424

(6) 埼玉県生活環境保全条例により県が定める粒子状物質排出基準

粒子状物質対策 自動車の種別 (車両総重量)	粒子状物質の量の許容限度		測定方法
	平成15年10月1日から	平成18年4月1日から	
1,700キログラム以下	0.08 g/km	0.052 g/km	10・15モード
1,700キログラム超 2,500キログラム以下	0.09 g/km	0.06 g/km	10・15モード
2,500キログラム超	0.25 g/kWh	0.18 g/kWh	ディーゼル自動車用 13モード

(7) 県内の自動車保有台数及び低公害車普及割合の推移

項目	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
登録自動車数	2,710,275	2,678,941	2,658,169	2,655,904	2,643,871
低公害車数	1,070,663	1,194,899	1,300,143	1,396,719	291,503
普及割合	39.7%	44.8%	48.9%	52.6%	11.0%

(軽自動車・自動二輪を除く／関東運輸局調べ)

※低公害車＝天然ガス、電気（燃料電池を含む。）、プラグインハイブリッド、ハイブリッド、メタノール、国土交通省が認定する低燃費かつ低排出ガス認定車の合計
平成25年から低燃費かつ低排出ガス車をエコカー減税対象車両とした

(8) 県内の次世代自動車普及状況の推移

(単位：台)

車種	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
電気自動車	6	6	205	557	1,104
プラグインハイブリッド車	0	3	5	184	828
天然ガス自動車	1,768	1,825	1,831	1,800	1,723
メタノール自動車	1	1	1	1	1
ハイブリッド自動車	28,317	51,984	74,781	107,905	151,343
圧縮水素	—	—	—	2	2
合計	30,092	53,819	76,823	110,449	155,001

(軽自動車・自動二輪を除く／関東運輸局調べ)

(9) 大気汚染に係る環境基準及びその評価方法

ア 環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日
光化学オキシダント ^{※1} (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	昭和48年5月8日
浮遊粒子状物質 ^{※2} (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和48年5月8日
微小粒子状物質 ^{※3} (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	平成21年9月9日

※1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。）をいう。

※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

※3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

イ 環境基準の評価方法（要約）

物質	評価方法	
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。 なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。（以下同じ）
二酸化窒素	長期的評価 (98%値評価)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目（1未満の端数は切り上げ。以下同じ）に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	長期的評価 及び短期的評価	長期基準（1年平均値）に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準（1日平均値）に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化硫黄 一酸化炭素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	短期的評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。

（注）この環境白書では、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については長期的評価で記述している。

(10) 環境基準達成状況（平成25年度）

物質	測定局区分	有効局数	達成局数	非達成局数	達成率（%）
二酸化硫黄	一般環境大気測定局	31	31	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	5	5	0	100.0
二酸化窒素	一般環境大気測定局	54	54	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	27	27	0	100.0
一酸化炭素	一般環境大気測定局	6	6	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	10	10	0	100.0
光化学オキシダント	一般環境大気測定局	57	0	57	0.0
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局	55	54	1	98.2
	自動車排出ガス測定局	27	27	0	100.0
微小粒子状物質	一般環境大気測定局	16	3	13	18.8
	自動車排出ガス測定局	9	0	9	0.0

（注）有効局とは、年間の測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

(11) 大気汚染常時監視局・測定結果一覧（平成25年度）

ア 一般環境大気測定局

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体
		日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	日平均値の年間98%値	環境基準の達成状況	日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	昼間の1時間値の最高値	環境基準の達成状況	日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の達成状況	
		(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(mg/m ³)	※1	(μg/m ³)	(μg/m ³)	※1	
さいたま市役所	市役所	0.003	○	0.036	○	0.6	○	0.159	×	0.053	○	13.8	36.0	×	政
さいたま市根岸	根岸東児童公園							0.176	×	0.057	○				政
さいたま市駒場	駒場運動公園							0.153	×						政
さいたま市大宮	大宮小学校	0.002	○	0.038	○			0.138	×	0.060	○	14.9	40.8	×	政
さいたま市宮原	宮原中学校			0.036	○			0.141	×	0.064	○	(14.9)	(55.6)		政
さいたま市春里	春里中学校			0.034	○			0.152	×	0.050	○				政
さいたま市指扇	指扇小学校	0.003	○	0.034	○	0.6	○	0.152	×	0.059	○				政
さいたま市片柳	片柳中学校			0.034	○			0.146	×	0.055	○	(15.0)	(47.5)		政
さいたま市岩槻	岩槻区役所			0.036	○			0.138	×	0.055	○				政
さいたま市城南	城南中学校	0.003	○	0.038	○			0.121	×	0.058	○	15.6	43.0	×	政
衛生研究所	衛生研究所			0.032	○			0.162	×	0.056	○				県
川越市川越	市所有地	0.002	○	0.033	○			0.150	×	0.055	○	(18.0)	(57.1)		政
川越市高階	歌声の杜公園	0.002	○	0.033	○			0.167	×	0.053	○				政

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体
		日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	昼間の1時間 の最高値	環境基準の 達成状況	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	
		(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(mg/m ³)	※1	(μg/m ³)	(μg/m ³)	※1	
川越市霞ヶ関	伊勢原第5緑地	0.002	○	0.035	○			0.143	×	0.055	○				政
熊谷	市役所	0.002	○	0.028	○	0.5	○	0.152	×	0.052	○	15.9	42.8	×	県
熊谷妻沼東	妻沼中央公民館			0.029	○			0.154	×	0.058	○				県
川口市横曽根	西中学校			0.041	○					0.057	○				政
川口市南平	領家第一公園	0.005	○	0.045	○			0.152	×	0.061	○	14.9	45.0	×	政
川口市新郷	新郷浄水場			0.042	○			0.129	×	0.046	○				政
川口市芝	樋ノ爪児童公園			0.038	○			0.180	×	0.055	○	(14.5)	(41.5)		政
行田	保健センター			0.029	○			0.161	×	0.059	○				県
秩父	農林振興センター	0.002	○	0.021	○			0.175	×	0.051	○	14.1	33.8	○	県
所沢市東所沢	市所有地	0.002	○	0.038	○			0.167	×	0.061	○	(14.7)	(40.2)		政
所沢市北野	市所有地	0.001	○	0.030	○			0.163	×	0.052	○	14.3	36.5	×	政
所沢市中富	市民武道館							0.159	×						政
飯能	県土整備事務所			0.018	○			0.161	×	0.050	○				県
加須	礼羽小学校			0.030	○			0.155	×	0.063	○				県
環境科学国際C	環境科学国際センター	0.002	○	0.031	○			0.142	×	0.064	×※2				県
本庄	本庄東中学校	0.002	○	0.024	○			0.164	×	0.052	○	14.1	33.3	○	県
本庄児玉	児玉児童公園			0.017	○			0.145	×	0.047	○				県
東松山	五領町近隣公園			0.032	○			0.167	×	0.049	○	(15.0)	(42.3)		県
春日部	谷原第1公園	0.003	○	0.035	○			0.152	×	0.063	○				県
狭山	堀兼公民館			0.030	○			0.166	×	0.056	○				県
羽生	中央公園	0.003	○	0.028	○			0.154	×	0.059	○				県
鴻巣	市役所	0.002	○	0.030	○			0.158	×	0.057	○	15.9	44.5	×	県
深谷	桜ヶ丘小学校			0.023	○			0.166	×	0.053	○	(13.8)	(45.8)		県
上尾	浅間台大公園	0.003	○	0.030	○			0.146	×	0.058	○				県
草加市西町	草加保健所	0.003	○	0.042	○	0.4	○	0.141	×	0.056	○				市
越谷市東越谷	東越谷第二公園	0.004	○	0.038	○			0.153	×	0.050	○	15.0	41.0	×	政
戸田・蕨	戸田翔陽高等学校	0.003	○	0.040	○			0.192	×	0.062	○	16.4	42.8	×	県
戸田市中町	市所有地	0.004	○	0.041	○	0.7	○	0.175	×	0.057	○				市
入間	富士見公園	0.002	○	0.030	○			0.167	×	0.053	○	15.2	41.5	×	県
和光	第四小学校			0.039	○			0.171	×	0.060	○				県
新座	水道管理センター	0.002	○	0.039	○			0.167	×	0.063	○				県
久喜	久喜南中学校			0.035	○			0.153	×	0.055	○	(15.3)	(48.8)		県
八潮	市水道部	0.003	○	0.045	○			0.142	×	0.054	○	15.9	40.6	×	県
富士見	市役所			0.033	○			0.161	×	0.053	○				県
三郷	早稲田小学校	0.003	○	0.043	○			0.148	×	0.057	○				県
蓮田	蓮田中央小学校			0.037	○			0.136	×	0.057	○				県
坂戸	芦山公園			0.029	○			0.191	×	0.052	○				県
幸手	市所有地	0.002	○	0.030	○			0.139	×	0.069	○	16.0	44.7	×	県
日高	高麗川南公民館	0.002	○	0.025	○			0.164	×	0.055	○	14.6	36.9	×	県
毛呂山	福祉会館	0.001	○	0.023	○			0.152	×	0.058	○				県
小川	小川高等学校			0.020	○			0.167	×	0.050	○				県
皆野	町役場			0.018	○			0.166	×	0.047	○				県
東秩父	堂平山	0.002	○	0.010	○	0.5	○	0.155	×	0.044	○	(7.4)	(24.2)		県
寄居	寄居小学校	0.002	○	0.017	○			0.171	×	0.044	○	13.6	34.2	○	県
宮代	日本工業大学			(0.040)						(0.070)					県

(注) ()内は有効局ではないため、参考扱い

※1 ○は環境基準達成、×は環境基準非達成

※2 環境基準を超える日が2日以上連続したため、非達成

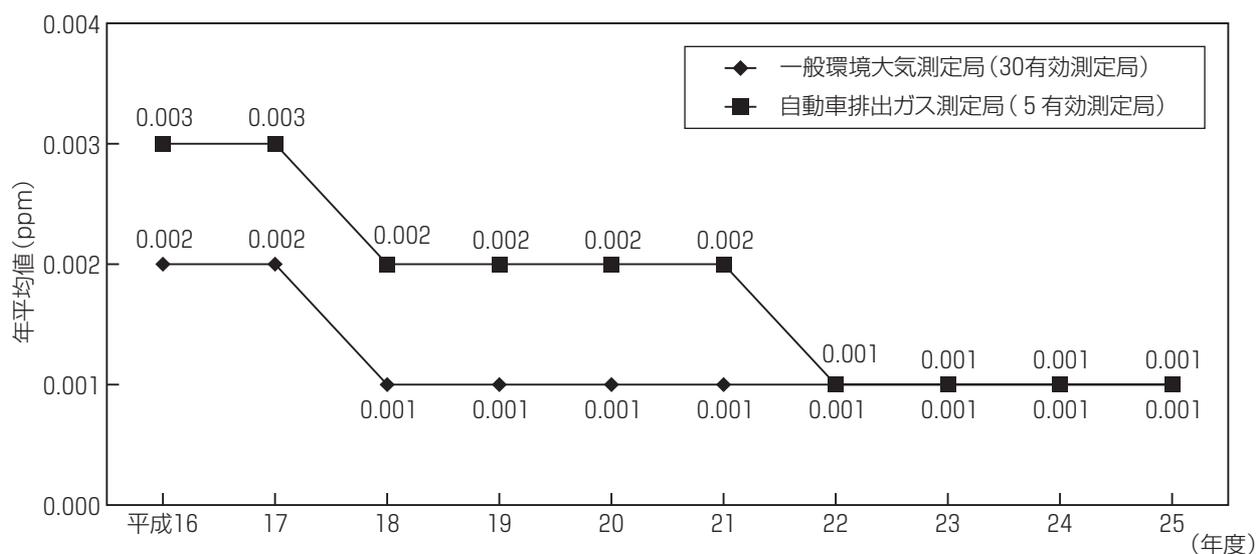
イ 自動車排出ガス測定局

測定局	路線	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体
		日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	
		(ppm)	※	(ppm)	※	(ppm)	※	(mg/m)	※	(μg/m)	(μg/m)	※	
さいたま市曲本自排	国道17号新大宮バイパス	0.002	○	0.046	○			0.067	○				政
さいたま市辻自排	東京外環自動車道			0.042	○	0.8	○	0.059	○				政
さいたま市三橋自排	国道17号新大宮バイパス			0.047	○	0.7	○	0.062	○	20.3	52.5	×	政
さいたま市大和田自排	県道さいたま菖蒲線			0.037	○			0.056	○				政
さいたま市与野公園自排	国道17号新大宮バイパス			0.042	○			0.055	○				政
さいたま市西原自排	東北縦貫自動車道			0.044	○			0.061	○				政
川越市仙波	国道16号			0.042	○	0.7	○	0.053	○	16.3	40.4	×	政
熊谷肥塚自排	国道17号熊谷バイパス	0.002	○	0.040	○	0.7	○	0.058	○	17.4	45.9	×	県
川口市安行	県道足立川口線			0.048	○			0.058	○				政
川口市神根	東京外環自動車道			0.048	○	0.8	○	0.061	○	13.9	40.8	×	政
所沢市航空公園	国道463号			0.036	○			0.052	○				政
所沢市和ヶ原	国道463号所沢入間バイパス			0.038	○	0.8	○	0.065	○	17.7	41.0	×	政
東松山岩鼻自排	国道407号			0.035	○			0.055	○				県
春日部増戸自排	国道16号			0.046	○			0.055	○				県
鴻巣天神自排	国道17号	0.002	○	0.038	○			0.058	○	15.5	35.8	×	県
深谷原郷自排	国道17号			0.027	○			0.054	○				県
草加市花栗自排	国道4号草加バイパス	0.005	○	0.047	○			0.048	○	14.9	37.8	×	市
草加市原町自排	東京外環自動車道			0.046	○			0.060	○				市
戸田美女木自排	国道17号新大宮バイパス	0.003	○	0.052	○	0.9	○	0.064	○	17.5	44.9	×	県
戸田市早瀬	国道17号新大宮バイパス			0.050	○	0.8	○	0.061	○				市
国設入間自排※	国道16号			0.035	○	0.7	○	0.050	○	15.5	38.0	×	国
朝霞幸町自排	国道254号			0.048	○	0.8	○	0.061	○				県
和光新倉自排	東京外環自動車道			0.039	○			0.059	○				県
久喜本町自排	県道さいたま栗橋線			0.047	○			0.056	○	(15.9)	(48.1)		県
鶴ヶ島自排	首都圏中央連絡自動車道			0.036	○			0.055	○				県
川島自排	首都圏中央連絡自動車道			0.035	○			0.058	○				県
寄居桜沢自排	国道140号			0.026	○			0.048	○				県

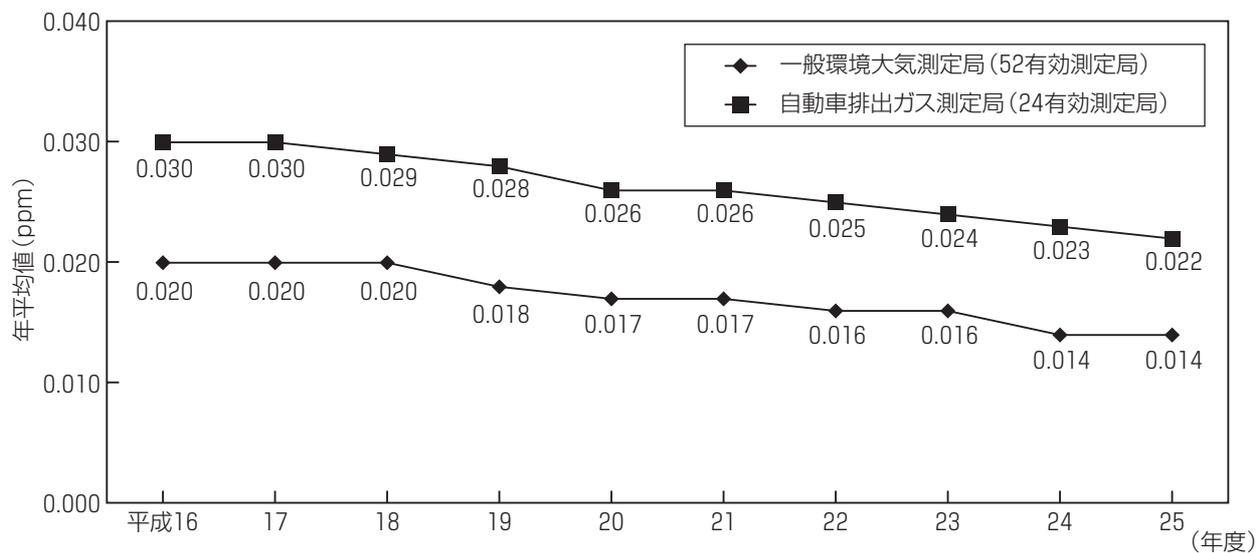
(注) ()内は有効局ではないため、参考扱い
 ※ ○は環境基準達成、×は環境基準非達成

(12) 各物質の年平均値の推移

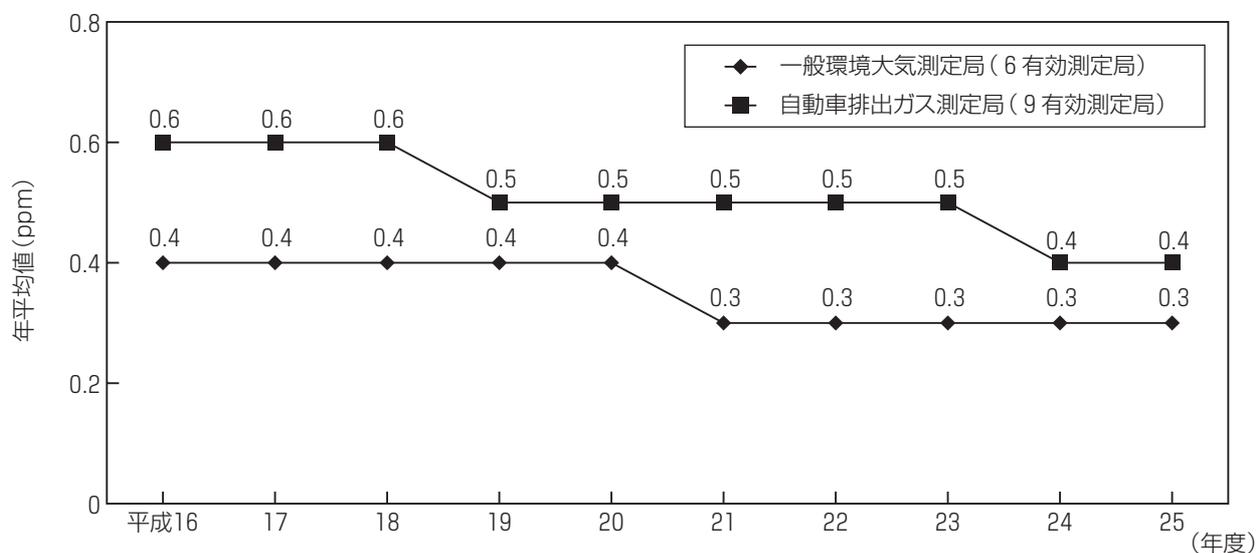
ア 二酸化硫黄濃度の推移



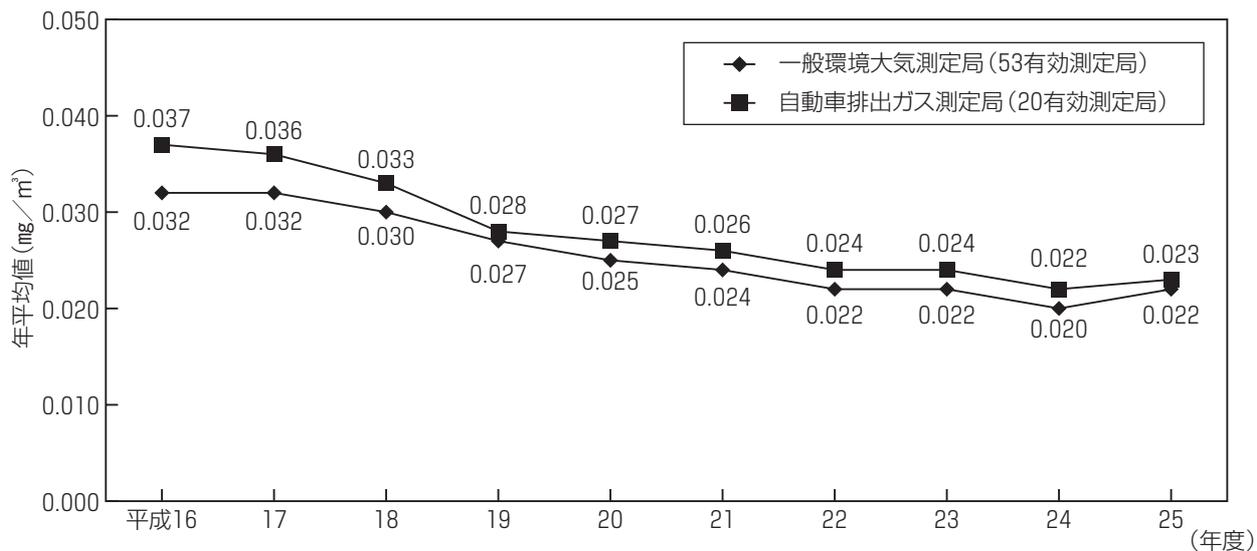
イ 二酸化窒素濃度の推移



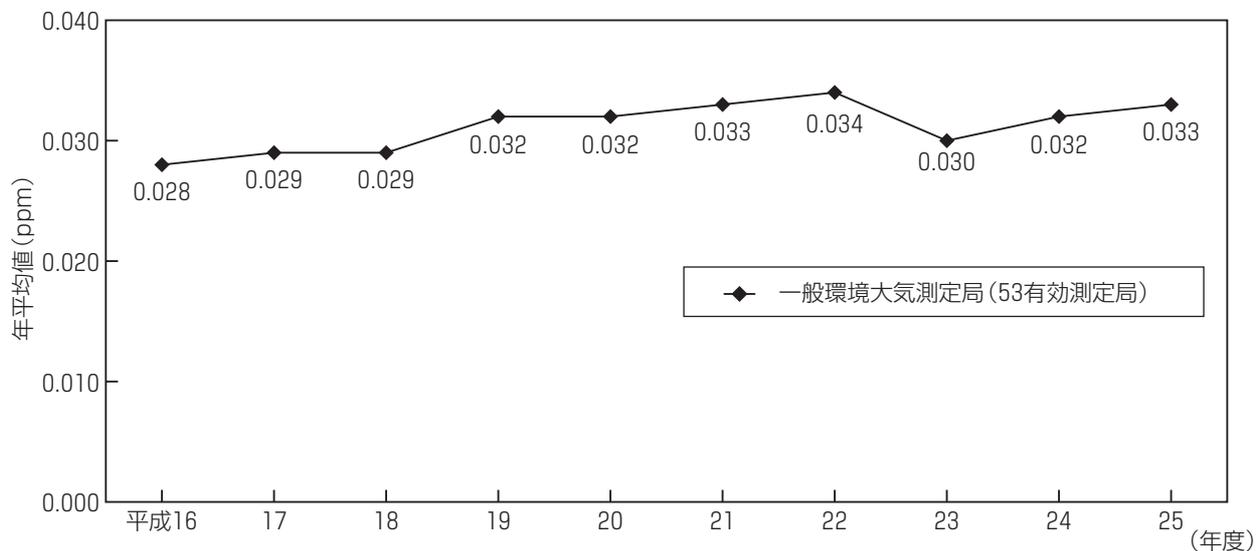
ウ 一酸化炭素濃度の推移



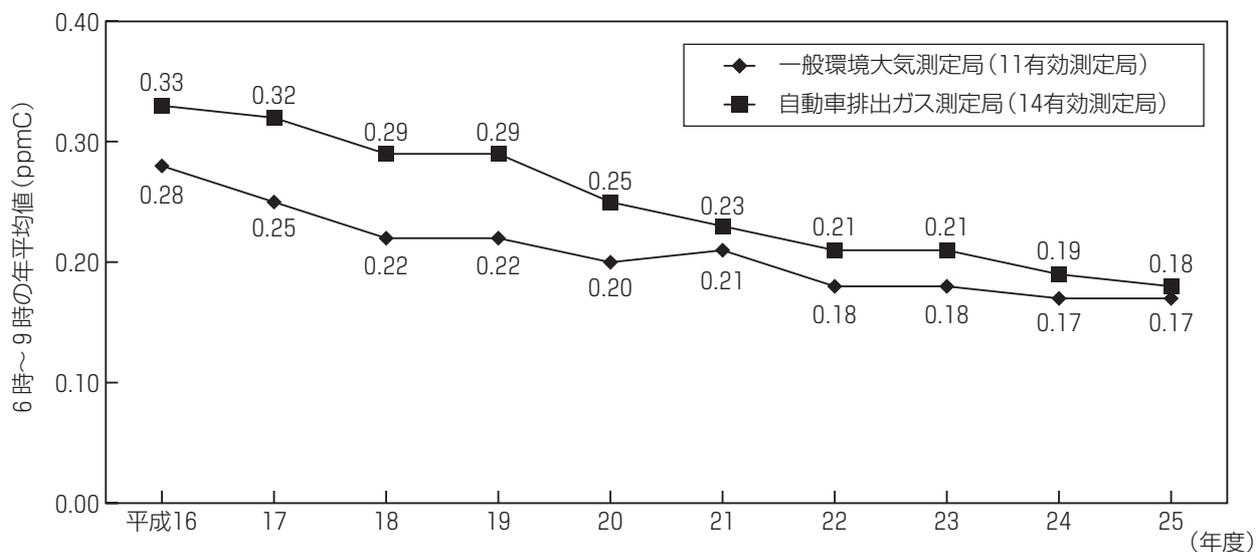
エ 浮遊粒子状物質濃度の推移



オ 光化学オキシダント濃度の推移



カ 非メタン炭化水素濃度の推移



(13) 都道府県別光化学スモッグ注意報・警報発令日数の推移

(単位：日)

年			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
都府県												
山形県								1				
福島県			2	1	1			3	1			
茨城県			18	13	10	15	5	6	14	2	3	5
栃木県			7	14	8	16	5	7	16	11	2	4
群馬県			15	10	5	8	11	6	12	10	4	6
埼玉県			23	26(1)	16	32	18	14	25	17	7	13
千葉県			28	28	11	17	12	3	15	11	8	14
東京都			18	22	17	17	19	7	20	9	4	17
神奈川県			16	7	14	20	11	4	10	5	5	16
山梨県			5	9	12	15	4	3	11	2	2	3
長野県							1					
新潟県						1						
富山県			2			1						
静岡県			5		9	7	2	2	3	1	1	2
愛知県				1	2	5	9	9	1	1	2	1
三重県			1	2	2				2		1	1
岐阜県			3	1	4	2	4	3			1	
滋賀県			2	7	6	5	2	6	4	1		3
京都府			3	7	7	10	6	4	11	1	2	3
大阪府			10	10	17	11	7	13	12	4	4	7
兵庫県			6	9	8	4	6	5	2		1	2
奈良県			5	7	3		1	1	2	1		
和歌山県					1	1	1					
岡山県				1	8	6	6	4	9	3	5	7
広島県			13	8	9	6	5	6	7	1		1
山口県			3	1	2	3	4	1				
徳島県			3	1	3	2	1					
香川県						1						
愛媛県			1			3	1	3	3			
高知県										1		
福岡県						4	2	2			1	
佐賀県							1	2	1			1
長崎県					1	3		2	1	1		
熊本県					1	4		2				
大分県						1		3				
鹿児島県								1				
合計			189	185(1)	177	220	144	123	182	82	53	106

()内は警報発令延日数(内数)

(14) 都道府県別光化学スモッグ健康被害届出人数の推移

(単位：人)

年			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
都府県												
福島県			140	13				95				
茨城県				5	9				33			
栃木県			11	16	1	21	20			1		1
群馬県			3			2				58		
埼玉県			3	883	36	4	3		7	9		

都府県	年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
千葉県		71		13	1	3		14		61	
東京都		159	247	2		94		18			2
神奈川県		4	276	199	4	14	5	26	1		75
新潟県					352						
静岡県				3	204	3	21				
愛知県			2		771		733	12			
三重県			9								
岐阜県					3						
京都府		1	3								
大阪府			41					1		6	
岡山県				26	3	82		4			
広島県						3	6				
山口県							6				
徳島県		1									
愛媛県					1	10		8			
福岡県					513	168	33			13	
佐賀県							4	5			
長崎県					28		1				
熊本県					3		2				
大分県							1				
鹿児島県							3				
合計		393	1,495	289	1,910	400	910	128	69	80	78

(15) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類 （大気）
環境上の条件	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ であること		1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
告示年月日	平成9年2月4日			平成13年4月20日	平成11年12月27日

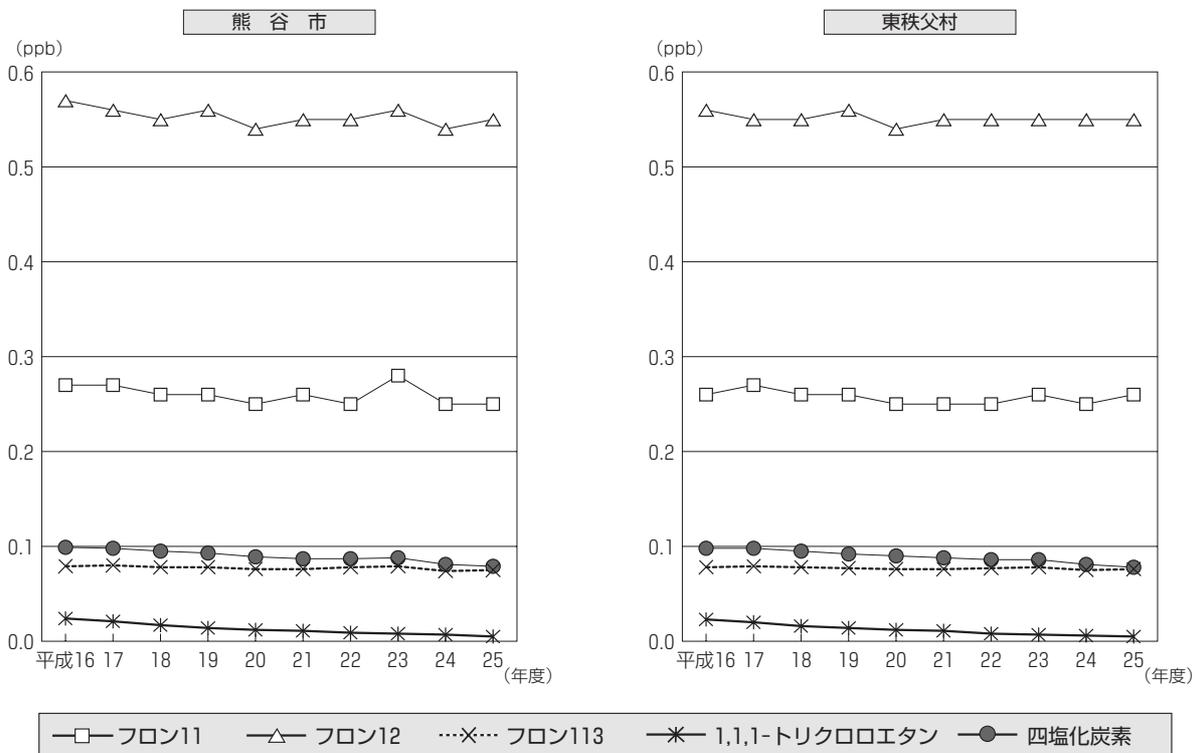
(16) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準達成状況（平成25年度）

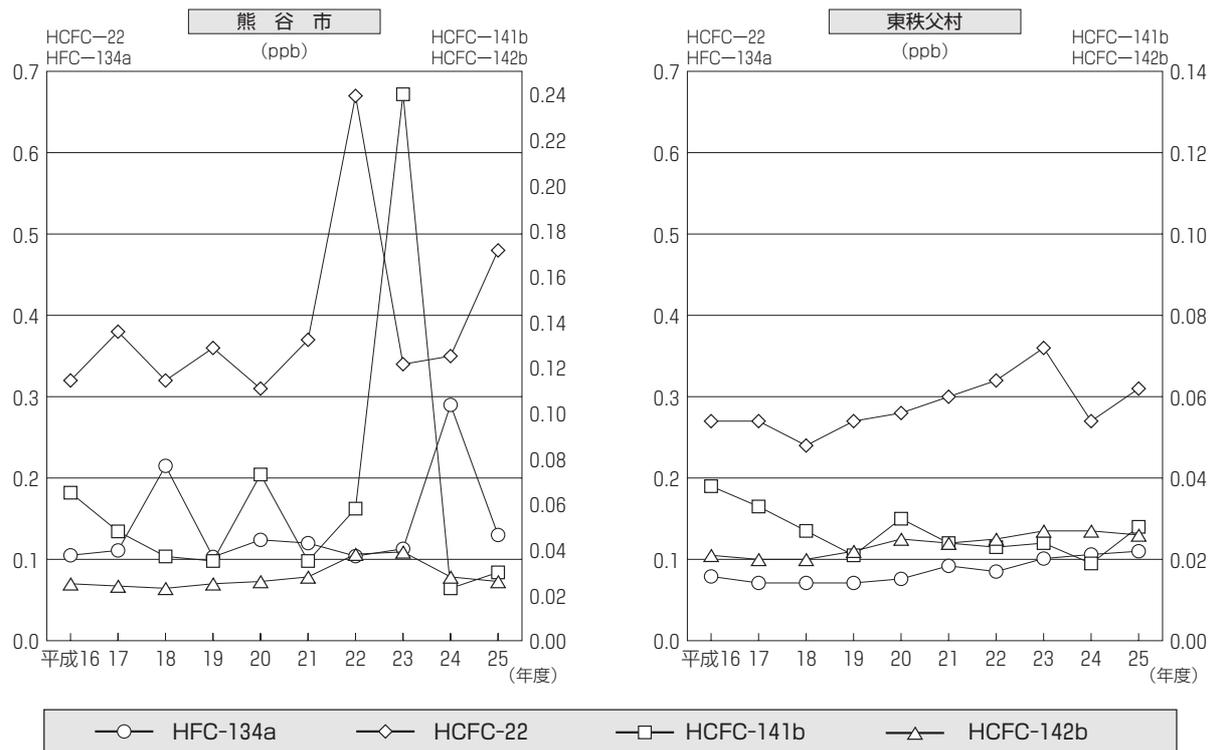
	測定地点数	達成地点数	達成率（%）
ベンゼン	25	25	100
トリクロロエチレン	20	20	100
テトラクロロエチレン	20	20	100
ジクロロメタン	20	20	100
ダイオキシン類	23	23	100

(17) 有害大気汚染物質モニタリング結果（平成25年度）

測定物質名	環境基準	単位	一般環境	地点数	固定発生源周辺	地点数	沿道	地点数	
ベンゼン	3以下	μg/m ³	0.85~1.3	16	1.1	1	1.0~1.5	8	
トリクロロエチレン	200以下		0.55~3.4	16	2.4	1	1.2~1.6	3	
テトラクロロエチレン	200以下		0.086~1.3	16	0.33	1	0.16~0.27	3	
ジクロロメタン	150以下		1.3~8.5	16	2.8	1	2.3~2.7	3	
アクリロニトリル	—		0.027~0.31	16	0.065	1	0.032~0.076	3	
塩化ビニルモノマー	—		0.0050~0.046	16	0.032	1	0.017~0.047	3	
クロロホルム	—		0.14~0.24	16	0.18	1	0.17~0.21	3	
1,2-ジクロロエタン	—		0.094~0.27	16	0.11	1	0.10	3	
1,3-ブタジエン	—		0.073~0.18	16	0.12	1	0.12~0.21	8	
塩化メチル	—		1.3~1.8	16	1.6	1	1.5~1.7	3	
キシレン類	—		1.2~3.5	12	2.4	1	1.9~4.2	7	
トルエン	—		8.0~32	14	15	1	8.5~30	8	
アセトアルデヒド	—		1.8~2.9	11	—	0	2.2~3.0	6	
ホルムアルデヒド	—		1.8~3.5	11	—	0	2.4~3.4	6	
酸化エチレン	—		0.066~0.14	11	—	0	0.10	1	
ベンゾ [a] ピレン	—		ng/m ³	0.11~0.29	9	0.14	1	0.16~0.25	6
クロム及びその化合物	—			3.3~9.8	12	1.8	1	5.0	1
水銀及びその化合物	—			1.9~2.8	11	—	0	—	0
ニッケル化合物	—			2.6~8.0	13	2.2	1	4.7	1
ヒ素及びその化合物	—			0.80~1.5	13	0.65	1	0.88	1
ベリリウム及びその化合物	—	0.014~0.050		12	0.028	1	0.050	1	
マンガン及びその化合物	—	19~37		12	13	1	25	1	
亜鉛及びその化合物	—	49~87		8	33	1	76	1	
バナジウム及びその化合物	—	3.3~5.3		8	2.4	1	4.1	1	
カドミウム及びその化合物	—	0.18~0.30		8	0.25	1	0.32	1	
鉛及びその化合物	—	7.7~21		8	6.0	1	10	1	

(18) 地球環境モニタリング調査結果





(19) フロン回収破壊法・自動車リサイクル法の登録業者数 (H26.3.31現在)

回収方法	業者種別	事業所数		事業者数	
		事業所数	事業者数	事業所数	事業者数
フロン回収破壊法	第一種フロン回収業者	2,019		1,912	
自動車リサイクル法	引取業者	1,780	2,267	1,128	1,487
	フロン回収業者	487		359	

※ 自動車リサイクル法については、さいたま市と川越市を除く

(20) フロン回収量実績

年度	フロン回収破壊法 (業務用冷凍空調機器)			自動車リサイクル法 (カーエアコン)				総計
	廃棄	整備	合計	県	市		合計	
					さいたま市	川越市		
21	98.7	62.0	160.7	41.9	13.9	10.0	65.7	226.4
22	110.1	61.6	171.7	35.7	11.7	8.7	56.1	227.8
23	131.3	69.6	200.9	23.0	7.8	7.8	38.6	239.5
24	130.5	49.9	180.4	28.9	9.2	11.4	49.5	229.9
25	129.2	51.9	181.0	26.7	7.2	10.3	44.1	225.1

※ フロン回収破壊法における「廃棄」とは機器を廃棄又は部品リサイクルの際に回収したフロン、「整備」とは機器を整備(修理)の際に回収したフロン

※ 自動車リサイクル法によるフロン回収量は公益財団法人自動車リサイクル促進センターの公表値を基に算出

3 化学物質関係

(1) 化学物質管理制度

		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質管理促進法）	埼玉県生活環境保全条例（県条例）
対象事業所	業種	製造業等24業種	
	従業員数	21人以上（全社）	
	事業所ごとの年間取扱量等	特定第一種指定化学物質 0.5トン以上 第一種指定化学物質 1トン以上 特別要件施設（*2）（量に関係なく届出）	0.5トン以上
	対象化学物質（*1）	第一種指定化学物質 462物質 （特定第一種指定化学物質を含む。）	特定化学物質 606物質 ○第一種指定化学物質 462 （特定第一種指定化学物質を含む。） ○第二種指定化学物質 100 ○県独自に定めた物質 44
	届出（報告）内容	環境中への排出量、事業所外への移動量	取扱量（使用量、製造量、取り扱う量）
	事業者による管理の改善や環境保全への取組	化学物質管理指針に基づく適正管理	特定化学物質管理指針に基づく適正管理 ・適正管理のための手順書の提出（*3） ・環境負荷低減主任者の選任

備考 政令及び県条例の改正により、平成22年度データ分から対象事業所の業種数と対象化学物質の物質数が変わった。

（*1）対象化学物質

第一種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量などから環境中に広く存在する化学物質

特定第一種指定化学物質：第一種指定化学物質のうち、人に対して発がん性のある15物質

第二種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量が増加すれば環境中に広く存在すると見込まれる化学物質

県独自に定めた物質：化学物質管理促進法の対象とならなかった物質で、県内の使用量が多いものや、内分泌かく乱作用の疑いのある物質など。

（*2）特別要件施設：下水道終末処理施設、廃棄物処理施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設のこと。

（*3）適正管理のための手順書：各事業所における化学物質の適正管理体制や取扱方法などについて整理したもの。

ア 化学物質の排出量・移動量及び取扱量の集計結果（平成24年度データ／平成25年度届出）

本県の届出排出量は全国第4位と多く、トルエン、キシレンなどの揮発性有機化合物が多いことが特徴です。なお、化学物質管理促進法と県条例では、届出等の要件が異なるために、件数や取扱量は一致しません。

また、県条例に基づく集計結果については、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく報告データも含んでいます。

（ア）業種別届出件数・排出量・移動量・取扱量

（単位：トン／年）

業種	化学物質管理促進法			県条例	
	件数	排出量(*4)	移動量(*5)	件数	取扱量(*6)
製造業	793	7,266	8,141	881	378,868
出版・印刷・同関連産業	62	③ 1,017	④ 610	66	15,310
化学工業（医薬品製造業、農薬製造業を含む。）	② 182	② 1,091	① 3,779	② 196	② 218,811
プラスチック製品製造業	④ 88	① 1,212	⑤ 605	④ 85	④ 26,973
ゴム製品製造業	18	⑤ 769	151	21	1,381
金属製品製造業	③ 119	755	427	③ 132	6,417
電気機械器具製造業（電気計測器製造業を含む。）	64	160	③ 734	⑤ 76	③ 67,129
輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業を含む。）	56	④ 857	239	63	3,699
非鉄金属製造業	40	290	134	45	⑤ 16,111
鉄鋼業	19	145	② 874	18	9,734
石油卸売業	18	2	0	19	4,355
燃料小売業	① 614	120	0	① 603	① 353,194
一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	⑤ 69	1	2	30	663
その他	91	313	218	72	7,778
合計	1,585	7,702	8,361	1,605	744,858

（注）○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

（*4）排出量：事業所の生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出された量のこと、埼玉県では大気への排出が全体の97%を占める。

（*5）移動量：事業所から排出された廃棄物や下水道に放流された排水の中に含まれている量のこと、埼玉県では廃棄物に含まれる移動が全体の99%を占める。

（*6）取扱量：使用量（事業所において事業活動に伴い使用した量）、製造量（事業所において製造した量）、取り扱う量（事業者自らは使用せず、卸売り、小売り等をするために、事業所において貯蔵所や貯蔵容器に移し替える等して取り扱う量）の合計で、排出量や移動量の基礎になる量のこと。

(イ) 物質別届出件数・排出量・移動量・取扱量 (単位：トン/年 ダイオキシン類のみ g-TEQ/年)

物質名	化学物質管理促進法			県 条 例	
	件数	排出量	移動量	件数	取扱量
エチルベンゼン	④ 668	⑤ 327	183	④ 679	26,836
塩化第二鉄	64	0	④ 737	65	3,504
キシレン	② 851	② 766	⑤ 400	① 895	② 85,956
ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	140	③ 546	211	92	1,545
ヘキサメチレンテトラミン	7	0	② 1,006	9	1,254
1,2,4-トリメチルベンゼン	③ 688	105	43	③ 692	③ 50,784
トルエン	① 861	① 4,437	① 2,713	② 883	① 216,525
鉛	14	0	1	18	⑤ 45,379
ノルマルーヘキサン	601	④ 431	143	⑤ 602	④ 47,153
ベンゼン	⑤ 615	12	0	544	9,037
マンガン及びその化合物	108	37	③ 741	—	—
ダイオキシン類	152	(3.77)	(127.8)	—	—
塩化水素 (塩酸を含む)	—	—	—	185	10,934
硝酸	—	—	—	102	8,023
メタノール	—	—	—	208	20,627
メチルエチルケトン (別名MEK)	—	—	—	172	26,321
硫酸 (三酸化硫黄を含む)	—	—	—	237	41,845

(注)○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。
表中、塩化水素以下は化学物質管理促進法の対象外物質(県条例規則で定める物質のうち取扱量上位5物質まで表示)

(ウ) 大気への排出量 (上位5物質)

(単位：トン/年)

(エ) 公共用水域への排出量 (上位5物質)

(単位：トン/年)

順位	物質名	届出排出量		順位	物質名	届出排出量	
			(大気への排出量に占める割合%)				(公共用水域への排出量に占める割合%)
1	トルエン	4,434	(57.0)	1	ほう素化合物	103	(37.8)
2	キシレン	766	(9.9)	2	ふっ化水素及びその水溶性塩	74	(27.2)
3	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	546	(7.1)	3	マンガン及びその化合物	37	(13.6)
4	ノルマルーヘキサン	431	(5.6)	4	亜鉛の水溶性化合物	23	(8.6)
5	エチルベンゼン	327	(4.2)	5	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	7	(2.5)

イ 化学物質管理促進法に基づく届出以外の化学物質の排出量推計結果 (平成24年度データ/平成25年度届出)

届出によって把握される排出量の他に、対象業種でも届出対象とならない事業者や、建設業などのように対象でない事業者、自動車や二輪車などの移動体や家庭などからの排出があります。国は、これらからの排出量を都道府県別に推計し、集計しています。

(ア) 総排出量 (届出排出量+届出外排出量)

(単位：トン/年)

届出排出量	届出外排出量					総排出量
	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	届出外計	
7,702 (44.4%)	2,399 (13.8%)	1,937 (11.1%)	2,631 (15.2%)	2,692 (15.6%)	9,658 (55.6%)	17,360 (100%)

(イ) 移動体からの排出量

(ウ) 家庭からの排出量 (上位5物質)

(上位5物質) (単位：トン/年)

(単位：トン/年)

順位	物質名	排出量	順位	物質名	製品の例	排出量
1	トルエン	1,042	1	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	台所用合成洗剤、化粧品	925
2	キシレン	640	2	ジクロロベンゼン	防虫剤、消臭剤	637
3	ベンゼン	281	3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	洗濯用合成洗剤	403
4	ホルムアルデヒド	213	4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	シャンプー、合成洗剤	119
5	エチルベンゼン	167	5	ドデシル硫酸ナトリウム	乳化剤、洗浄剤	72

(2) 化学物質環境モニタリング調査 (平成25年度)

工業団地周辺での環境リスクを把握するため、モニタリング調査を実施しています。

ア 調査地域

久喜菖蒲工業団地・清久工業団地 (久喜市)、武蔵工業団地・狭山台工業団地 (入間市)

イ 調査内容

調査地点：工業団地を囲む8地点及び工業団地の影響を受けにくいと考えられる1地点 (対照地点)

調査方法：各調査地点において大気を年4回採取し、分析しました。

ウ 調査結果 (全4回調査の平均値)

(ア) 久喜菖蒲工業団地・清久工業団地

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査対象物質	久喜菖蒲工業団地及び清久工業団地周辺											環境基準
	調査地点名											
	清久北 久喜市 北中曽根	清久東 久喜市 六万部	北清久南 久喜市 菖蒲町台	清久西 久喜市 菖蒲町三箇	北東 久喜市 所久喜	東 久喜市 下早見	南東 久喜市 除堀	南 久喜市 除堀	南西 久喜市 菖蒲町台	西 久喜市 菖蒲町三箇	対照 久喜市 上清久	
トルエン	13	18	26	17	17	16	19	21	23	130	11	—
キシレン	3.6	2.2	5.3	1.9	2.6	2.4	2.2	2.2	2.8	2.3	1.5	—
エチルベンゼン	5.0	2.7	7.6	2.3	3.2	2.8	2.6	2.7	3.5	2.9	1.8	—
1,3,5-トリメチルベンゼン	0.29	0.15	0.15	0.14	0.14	0.16	0.16	0.15	0.15	0.15	0.10	—
1,2,4-トリメチルベンゼン	1.2	0.59	0.63	0.55	0.60	0.67	0.63	0.58	0.61	0.58	0.42	—
スチレン	0.22	0.25	0.24	0.27	0.21	0.26	0.32	0.30	0.28	0.21	0.23	—
n-ヘキサン	2.0	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.5	1.4	1.6	1.7	1.7	—
ジクロロメタン	2.6	2.4	2.6	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.5	2.4	2.5	150以下
テトラクロロエチレン	0.10	0.12	0.15	0.11	0.16	0.14	0.13	0.12	0.12	0.13	0.10	—
HCFC-22	1.7	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	—
ベンゼン	0.99	1.0	0.99	0.99	0.98	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9	3以下
1,3-ブタジエン	0.11	0.11	0.14	0.11	0.10	0.11	0.14	0.13	0.12	0.13	0.10	—
四塩化炭素	0.51	0.48	0.49	0.49	0.49	0.48	0.49	0.48	0.50	0.50	0.50	—

(イ) 武蔵工業団地・狭山台工業団地

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査対象物質	武蔵工業団地及び狭山台工業団地周辺									環境基準
	調査地点名									
	北 入間市 新久	北東 入間市 新久	東 入間市 小谷田	南東 入間市 宮寺	南 入間市 宮寺	南西 入間市 二本木	西 入間市 中神	北西 入間市 中神	対照 入間市 寺竹	
トルエン	6.3	7.6	7.3	10	15	8.2	8.8	6.3	7.1	—
キシレン	1.0	1.2	1.3	1.4	1.8	1.2	2.3	1.1	1.5	—
エチルベンゼン	1.2	1.3	1.3	1.5	2.1	1.4	2.6	1.3	1.4	—
スチレン	0.13	0.12	0.16	0.21	0.23	0.38	0.69	0.79	0.19	—
ジクロロメタン	1.5	1.5	1.7	1.7	1.9	2.4	2.4	2.0	1.4	150以下
1-ブロモプロパン	0.16	0.19	0.67	0.30	0.24	0.21	0.15	0.17	0.12	—
ベンゼン	0.83	0.97	0.92	1.0	1.1	0.92	0.90	0.81	0.91	3以下
1,3-ブタジエン	0.065	0.080	0.099	0.12	0.10	0.077	0.076	0.061	0.072	—
四塩化炭素	0.50	0.50	0.50	0.51	0.50	0.51	0.50	0.50	0.51	—

(3) 大気中石綿濃度調査結果一覧 (平成25年度)

No.	測定地域種別	市町村名	測定場所	総繊維数濃度 (本/リットル) 8/12~8/24
1	住宅地域	熊谷市	熊谷市久下公民館	0.070
2	住宅地域	秩父市	秩父市文化体育センター	0.063
3	住宅地域	飯能市	飯能市役所	0.063
4	住宅地域	本庄市	本庄市児玉総合支所	0.063
5	住宅地域	春日部市	春日部市役所	0.099
6	住宅地域	羽生市	羽生市役所	0.094
7	住宅地域	深谷市	深谷市幡羅公民館	0.070
8	住宅地域	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市北公民館	0.075
9	住宅地域	小川町	小川町総合福祉センター	0.075

No.	測定地域種別	市町村名	測定場所	総繊維数濃度 (本/リットル) 8/12~8/24
10	住宅地域	久喜市	鷲宮東コミュニティセンター	0.15
11	道路沿線地域	草加市	草加市花栗自排局	0.48
12	道路沿線地域	戸田市	戸田美女木自排局	0.15
13	道路沿線地域	入間市	国設入間自排局	0.14
14	その他の地域	上尾市	上尾市北部浄水場	0.070
15	その他の地域	久喜市	久喜菖蒲公園	0.22
16	その他の地域	八潮市	西袋排水機場	0.14
17	その他の地域	三芳町	三芳町清掃工場	0.084
18	その他の地域	滑川町	滑川町文化スポーツセンター	0.063
19	その他の地域	吉見町	吉見町越中公園	0.12
20	その他の地域	加須市	埼玉県環境科学国際センター	0.35

※ 1地域ごとに2か所、連続する3日間で試料採取を実施（1地域ごとに2か所×3日間＝6検体）。
 ※ 1地域の値は6検体の数値の幾何（相乗）平均値。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

ア 特定施設設置状況

(ア) 大気基準適用施設設置状況

(H26.3.31現在)

番号	施設の種類			施設数			事業所数		
				県	市	計	県	市	計
1	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			0	0	0	0	0	0
2	製鋼用電気炉			3	2	5	3	2	5
3	亜鉛回収施設			0	0	0	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設			45	1	46	10	1	11
5	廃棄物 焼却炉	4t/時以上	33	26	59				
		2t/時以上4t/時未満	75	10	85				
		200kg/時以上2t/時未満	75	11	86				
		200kg/時未満	91	19	110				
小計			274	66	340	184	41	225	
合計			322	69	391	197	44	241	

(イ) 水質基準対象施設

(H26.3.31現在)

番号	施設の種類			施設数			事業場数		
				事務所	市	計	事務所	市	計
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			0	0	0	0	0	0
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設			0	1	1	0	1	1
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設			0	0	0	0	0	0
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設			0	0	0	0	0	0
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設			0	0	0	0	0	0
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			0	0	0	0	0	0
7	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			0	0	0	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			0	0	0	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			0	0	0	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			0	0	0	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			0	0	0	0	0	0
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			1	0	1	1	0	1

番号	施 設 の 種 類	施設数			事業場数		
		事務所	市	計	事務所	市	計
13	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちの過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	56	0	56	5	0	5
15	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	107	17	124	52	8	60
		43	13	56	19	9	28
	小計	150	30	180	71	17	88
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	6	0	6	3	0	3
18	下水道終末処理施設	10	0	10	10	0	10
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	0	1	0	0	0
合 計		224	31	255	90	18	108

※「事業場数」については、ひとつの事業場に複数の種類の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の区分に1事業場として計上。

(ウ) 立入検査数及び行政措置件数

(平成25年度)

	立入検査数		行政検査数		行政措置件数			
					命 令		行政指導	
	県	市	県	市	県	市	県	市
大気基準対象施設	269	60	26	19	1	1	2	1
水質基準対象施設	61	4	6	1	0	0	0	0

イ 設置者による測定結果報告

(ア) 大気基準適用施設

(平成25年度)

施設の種類	報告施設数		測定結果 (最小～最大) (ng-TEQ/m ³ N)	基準値を超えた施設数	
	県	市		県	市
製鋼用電気炉	3	2	0.0～2.3	0	0
アルミニウム合金製造施設	34	1	0.0～0.32	0	0
廃棄物焼却炉	200	57	0.0～9.6	0	0
合 計	237	60	—	0	0

(イ) ばいじん及び燃え殻

(平成25年度)

項 目	報告施設数		測定結果 (最小～最大) (ng-TEQ/m ³ N)	基準値を超えた施設数	
	県	市		県	市
ばいじん	185	48	0.0～48	15	1
燃え殻	175	51	0.0～9.2	0	2
合 計	191	54	—	15	3

※1 市とは、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市をいう。

※2 ばいじん及び燃え殻をともに報告している場合、2施設として計上しているため、合計は一致しない。

(ウ) 水質基準適用事業場数

(平成25年度)

特定施設	報告事業場数		測定結果 (pg-TEQ/L) (最小～最大)	基準値を超えた事業場数	
	県	市		県	市
廃棄物焼却炉に係る施設	3	7	0.00021～0.92	0	0
フロン類の破壊施設	2	0	0.00003～0.0066	0	0
下水道終末処理施設	10	0	0.00029～0.031	0	0
合 計	15	7	—	0	0

(エ) 水質基準適用事業場に適用される基準値（抜粋）

特 定 施 設	排出基準(pg-TEQ/L)
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	10
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	
フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
下水道終末処理施設	

県内に所在する特定施設に係るもののみを記載した。

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。

備考

- 1 検液とは、土壌を10倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、平成 3 年 8 月環境庁告示第46号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(6) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壤の汚染状態の基準（土壤汚染対策法）

特定有害物質の種類		土壤溶出量基準		土壤含有量基準	
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002mg/L以下			
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下			
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下			
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下			
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下			
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下			
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下			
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下			
	ベンゼン	0.01mg/L以下			
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下		250mg/kg以下	
	シアン化合物	検出されないこと		(遊離シアン) 50mg/kg以下	
	水銀及びその化合物	(総水銀) 0.0005mg/L以下 (アルキル水銀) 検出されないこと		15mg/kg以下	
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下		4,000mg/kg以下	
ほう素及びその化合物	1 mg/L以下		4,000mg/kg以下		
第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/L以下			
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下			
	チウラム	0.006mg/L以下			
	PCB	検出されないこと			
	有機りん化合物	検出されないこと			

備考

- 1 土壤溶出量基準は25の特定有害物質すべてについて、土壤含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
- 2 土壤溶出量基準は、(5) 土壤の汚染に係る環境基準の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
- 3 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壤の汚染に係る基準についても、上と同じである。

(7) 農用地の土壤汚染状況調査の分析測定結果

調査年度		調査地点の分析測定結果											
		土壤中（乾物）								玄米中（現物）			
		銅（基準値125mg/kg）				砒素（基準値15mg/kg）				カドミウム（基準値0.4mg/kg）			
		最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点
一巡目	(54~57) 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡目	(59~62) 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡目	(元~4) 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡目	(6~9) 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡目	(11~14) 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡目	(16~19) 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡目	(21~24) 全県	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	43

(注) 県農林総合研究センター（旧県農業試験場）の分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年は各調査巡の取りまとめ年である。
nd：検出限界以下 tr：極微量検出

(8) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
達成期間		該当水域	
直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。		全公共用水域	

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表1 測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(9) 公共用水域における健康項目の環境基準非達成の状況

河川名	地点名 (所在地)	項目名	総検 体数	基準値超 過検体数	最大値	平均値	環 境 基準値
	非達成地点なし						

※()内は基準値の何倍かを示す。

(10) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、平成9年3月環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度はシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

(11) 地下水水質概況調査結果

ア 項目別検出状況

(平成25年度)

項目	調査地点数	基準超過地点数	基準適合率 (%)
カドミウム	139	0	100
全シアン	139	0	100
鉛	139	2	98.6
六価クロム	139	0	100
砒素	139	5	96.4
総水銀	139	0	100
アルキル水銀	7	0	100
PCB	139	0	100
ジクロロメタン	139	0	100
四塩化炭素	139	0	100
塩化ビニルモノマー	139	0	100
1,2-ジクロロエタン	139	0	100
1,1-ジクロロエチレン	139	0	100
1,2-ジクロロエチレン	139	0	100
1,1,1-トリクロロエタン	139	0	100
1,1,2-トリクロロエタン	139	0	100
トリクロロエチレン	139	0	100
テトラクロロエチレン	139	0	100
1,3-ジクロロプロペン	139	0	100
チウラム	139	0	100
シマジン	139	0	100
チオベンカルブ	139	0	100
ベンゼン	139	0	100
セレン	139	0	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	139	12	91.4
ふっ素	139	0	100
ほう素	139	0	100
1,4-ジオキサン	139	0	100

イ 環境基準超過地点

(平成25年度)

項目	地点	濃度 (mg/L)	基準値 (mg/L)
鉛	2 地点	0.011~0.017	0.01以下
砒素	5 地点	0.015~0.024	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12地点	11~25	10以下

ウ 調査地点数及び環境基準適合割合の推移

年度	調査市町村数	調査地点数 (井戸本数)	環境基準適合地点数 (井戸本数)	環境基準適合地点数 の割合 (%)
21	56	145	134	92.4
22	55	145	126	86.9
23	56	139	122	87.8
24	56	138	124	89.9
25	51	139	120	86.3

(12) ダイオキシン類に係る環境基準

大気	水質	土壌	河川底質
年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年間平均値が 1 pg-TEQ/L以下	1,000pg-TEQ/g以下	150pg-TEQ/g以下

(13) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果（平成25年度）

ア 大気

地 域	域 類	調査機関	調 査 地 点	調査結果 (pg-TEQ/m ³)				
				第1回 5/15~22	第2回 7/18~25	第3回 10/16~23*	第4回 1/9~16	平均値
一環	般境	埼玉県	八潮局（水道部）	0.026	0.040	0.027	0.064	0.039
			新座局（水道管理センター）	0.028	0.027	0.029	0.065	0.037
			富士見局（市役所）	0.024	0.035	0.025	0.10	0.046
			日高局（高麗川南公民館）	0.019	0.022	0.013	0.018	0.018
			久喜局（久喜南中学校）	0.020	0.026	0.018	0.045	0.027
			加須局（礼羽小学校）	0.019	0.026	0.017	0.046	0.027
			鴻巣局（市役所）	0.039	0.029	0.019	0.17	0.064
			東松山局（五領町近隣公園）	0.028	0.033	0.018	0.023	0.026
			小川局（小川高校）	0.026	0.023	0.0094	0.017	0.019
			深谷局（桜ヶ丘小学校）	0.045	0.024	0.021	0.22	0.078
			本庄児玉局（児玉児童公園）	0.028	0.022	0.015	0.020	0.021
			秩父局（農林振興センター）	—	0.014	—	0.036	0.025
		さいたま市	さいたま市大宮局（大宮区役所）	0.066	0.065	0.016	0.078	0.056
			さいたま市役所局	0.030	0.039	0.014	0.061	0.036
		川越市	川越市川越局（川越市宮下町2丁目）	0.030	0.044	0.034	0.066	0.044
		川口市	川口市芝局（樋ノ爪児童公園）	—	0.032	—	0.077	0.055
所沢市	所沢市教育センター	0.020	0.025	0.027	0.021	0.023		
	所沢市東所沢	0.035	0.042	0.036	0.050	0.041		
越谷市	越谷市役所	0.018	0.019	0.022	0.046	0.026		
固定発生源周辺	埼玉県	三ヶ尻（熊谷市三ヶ尻）	0.062	0.025	0.022	0.056	0.041	
沿道	埼玉県	戸田美女木自排局（西部福祉センター）	0.047	0.081	0.12	0.11	0.090	
		草加市花栗自排局（花栗中学校）	0.029	0.035	0.016	0.075	0.039	
		朝霞幸町自排局（旧朝霞第4小学校）	0.016	0.031	0.024	0.10	0.043	

* 川越市及び所沢市調査分の第3回は、10/17~24

イ 公共用水域（河川水・河川底質）

No.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関
					河川水 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]	
					測定値	年平均値		
1	荒川	笹目橋	基	H25.10.7	0.10	0.10	0.23	国土交通省
3		治水橋	基	H25.10.7	0.11	0.11	2.0	
6		久下橋	基	H25.10.7	0.067	0.067	0.34	
9		中津川合流点前	基	H25.11.20	0.018	0.018	0.19	
10	芝川	八丁橋	基	H25.11.4	0.66	0.59	2.9	さいたま市
				H26.1.29	0.52		—	
12	新芝川	山王橋	基	H25.10.29	0.45	0.35	9.5	川口市
				H26.1.9	0.26		—	
18	鴨川	中土手橋	基	H25.11.4	0.44	0.27	1.1	さいたま市
				H26.1.29	0.090		—	
19		加茂川橋			H25.11.4	0.20	0.16	14
				H26.1.29	0.11	—		
22	入間川	初雁橋		H25.9.20	0.18	0.18	0.60	川越市
37	成木川	成木大橋	基	H25.10.22	0.039	0.039	0.26	埼玉県
39	市野川	天神橋	基	H25.10.22	0.32	0.32	1.7	
43	横瀬川	原谷橋	基	H25.11.1	0.026	0.026	0.36	
45	中川	潮止橋		H25.5.16	1.2	1.0	—	国土交通省
				H25.8.23	1.5		—	
				H25.10.7	0.85		—	
				H25.12.5	0.46		—	
48		豊橋	基	H25.11.21	0.36	0.36	1.6	埼玉県
52	綾瀬川	内匠橋	基	H25.5.17	0.72	0.54	—	国土交通省
				H25.8.9	0.64		—	
				H25.10.8	0.49		22	
				H25.12.6	0.31		—	

No.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関
					河川水 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]	
					測定値	年平均値		
53	綾瀬川	手代橋		H25.5.17	1.5	1.1	—	国土交通省
				H25.8.9	1.2		—	
				H25.10.8	0.52		—	
				H25.12.6	1.1		—	
54	綾瀬川	槐戸橋		H25.5.17	2.2	1.1	—	国土交通省
				H25.8.9	1.2		—	
				H25.10.8	0.60		—	
				H25.12.6	0.63		—	
55		曙橋※	基	—	—	—	—	さいたま市
56	伝右川	伝右橋		H25.4.26	1.2	1.0	—	埼玉県
				H25.7.22	1.8		—	
				H25.11.19	0.53		150	
				H26.1.14	0.63		—	
57	古綾瀬川	綾瀬川合流点前	基	H25.4.26	1.0	0.76	—	埼玉県
				H25.7.22	1.5		—	
				H25.11.19	0.29		46	
				H26.1.14	0.24		—	
60	元荒川	中島橋	基	H25.11.19	0.74	0.74	1.6	越谷市
64	新方川	昭和橋	基	H25.4.15	1.5	1.8	—	越谷市
				H25.7.22	4.8		—	
				H25.11.19	0.66		5.7	
				H26.1.14	0.17		—	
65	大落古利根川	ふれあい橋	基	H25.4.15	1.0	1.1	—	越谷市
				H25.7.22	2.7		—	
				H25.11.19	0.55		1.6	
				H26.1.14	0.11		—	
69	新河岸川	いろは橋	基	H25.10.28	0.41	0.41	9.5	埼玉県
旭橋			H25.9.20	0.31	0.31	1.5	川越市	
72	黒目川	東橋	基	H25.10.28	0.058	0.058	3.5	埼玉県
77	不老川	不老橋	基	H25.9.20	0.11	0.11	6.4	川越市
83	利根川	板東大橋	基	H25.10.7	0.072	0.072	0.58	国土交通省
89	小山川	一の橋	基	H25.10.22	0.15	0.15	0.22	埼玉県
92	元小山川	県道本庄妻沼線交差点	基	H25.10.22	0.59	0.59	—	埼玉県
A	綾瀬川	綾瀬川橋		H25.4.15	1.1	1.2	—	越谷市
				H25.7.22	3.1		—	
				H25.11.19	0.55		3.4	
				H26.1.14	0.19		—	
B	綾瀬川	佐藤橋		H25.4.26	1.3	1.1	—	埼玉県
				H25.7.22	2.0		—	
				H25.11.19	0.68		—	
				H26.1.14	0.22		—	
C	綾瀬川	新箕子橋		H25.11.4	1.2	0.70	14	さいたま市
				H26.1.29	0.20		—	
D	綾瀬川	関橋		H25.11.19	0.33	0.33	—	
E	綾瀬川	上綾瀬橋		H25.4.26	0.72	0.94	—	埼玉県
				H25.7.22	2.2		—	
				H25.11.19	0.69		22	
				H26.1.14	0.15		—	
F	古綾瀬川	松江新橋		H25.4.26	0.92	1.4	—	埼玉県
				H25.7.22	2.4		—	
				H25.11.19	0.82		87	
				H26.1.14	1.6		—	

No.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関
					河川水 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]	
					測定値	年平均値		
G	古綾瀬川	弁天橋		H25.4.26	0.73	1.0	—	埼玉県
				H25.7.22	1.8		—	
				H25.11.19	1.3		74	
				H26.1.14	0.19		—	
H	柳瀬川	清柳橋		H25.10.22	0.064	0.064	0.24	所沢市
I	不老川	金井沢橋		H25.10.22	0.15	0.15	3.9	

※ 堰橋は欠測。

注1) No.欄の数字は、平成25年度公共用水域水質測定計画の測定地点番号です。

アルファベットは、同測定計画にない地点であることを示します。

注2) 備考欄の「基」は、環境基準点であることを示しています。

ウ 地下水常時監視結果（平成25年度）

環境基準：1 [pg-TEQ/L]以下

No.	調査機関	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/L]
1	さいたま市	さいたま市	緑区宮本	H25.8.21	0.032
2	川越市	川越市	砂新田	H25.10.9	0.067
3	埼玉県	熊谷市	東別府	H25.10.21	0.015
4	川口市	川口市	戸塚南	H25.5.31	0.043
5	所沢市	所沢市	中富	H25.10.29	0.062
6			小手指元町	H25.10.29	0.062
7			上安松	H25.10.29	0.062
8			城	H25.10.29	0.062
9	埼玉県	加須市	琴寄	H25.10.25	0.014
10		東松山市	石橋	H25.10.24	0.015
11		羽生市	中岩瀬	H25.11.19	0.019
12		鴻巣市	境	H25.10.25	0.014
13		草加市	柿木鶴	H25.10.25	0.015
14	越谷市	越谷市	大間野町	H25.11.27	0.018
15	埼玉県	戸田市	美女木	H25.11.19	0.015
16		入間市	宮寺	H25.10.24	0.015
17		小川町	下里	H25.10.21	0.10

エ 土壌常時監視結果（平成25年度）

(ア) 一般環境把握調査（調査機関：市町）

環境基準：1,000[pg-TEQ/g]以下

No.	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]
1	さいたま市	緑区三室	H25.8.21	0.96
2	川越市	山田	H25.12.9	1.1
3		諏訪町	H25.12.9	0.23
4	川口市	西川口	H25.12.18	2.9
5		本町	H25.12.18	0.22
6		南鳩ヶ谷	H25.12.18	8.1
7	行田市	馬見塚	H25.8.20	1.0
8		持田	H25.8.20	1.7
9		下須戸	H25.8.20	1.7
10	所沢市	牛沼	H25.11.26	7.6
11		花園	H25.11.26	16
12		松ヶ丘	H25.11.26	15

No.	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]
13	所沢市	林	H25.11.26	18
14		南永井	H25.11.26	14
15		北岩岡	H25.11.26	23
16		北秋津	H25.11.26	17
17		けやき台	H25.11.26	24
18		三ヶ島	H25.11.26	5.3
19		並木	H25.11.26	9.5
20		飯能市	双柳	H25.11.26
21	長沢		H25.11.26	0.94
22	下赤工		H25.11.26	0.051
23	阿須		H25.11.26	0.35
24	上名栗		H25.11.26	0.13
25	本庄市	児玉町金屋	H25.11.18	2.1
26	羽生市	上岩瀬	H25.9.10	0.12
27		下手子林	H25.9.10	0.0018
28		弥勒	H25.9.10	5.6
29		上新郷	H25.9.10	0.072
30	戸田市	上戸田	H26.1.6	22
31		笹目北町	H26.1.6	46
32	朝霞市	三原	H25.7.18	4.5
33		栄町	H25.7.18	2.8
34		宮戸	H25.7.18	0.37
35		膝折町	H25.7.18	0.64
36	三郷市	谷口	H25.10.11	3.4
37		さつき平	H25.10.11	0.0037
38	坂戸市	石井	H25.8.21	15
39		新堀	H25.8.21	2.9
40	鶴ヶ島市	太田ヶ谷	H26.1.9	0.13
41	ふじみ野市	福岡	H26.2.7	5.9
42		西	H26.2.7	1.0
43		ふじみ野	H26.2.7	0.16
44		大井武蔵野	H26.2.7	7.4
45	美里町	古郡	H25.11.25	5.5
46		阿那志	H25.11.25	0.15
47		円良田	H25.11.25	1.6

(イ) 発生源周辺状況把握調査 (調査機関：県)

環境基準：1,000[pg-TEQ/g]以下

No.	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]
1	三郷市	番匠免	H25.10.18	2.7
2		番匠免	H25.10.18	2.4
3		花和田	H25.10.18	4.1
4		栄町	H25.10.18	2.8
5		番匠免	H25.10.18	0.99
6		番匠免	H25.10.18	12
7		番匠免	H25.10.18	2.0
8		泉	H25.10.18	3.1
9		番匠免	H25.10.18	15